

平成24年 第3回 定例会

田原本町議会会議録

平成24年9月4日

午前10時00分 開議

於田原本町議会議場

1, 出席議員 (16名)

1番 森井基容君	2番 安田喜代一君
3番 森良子君	4番 永井満智男君
5番 古立憲昭君	6番 西川六男君
7番 竹邑利文君	8番 辻一夫君
9番 吉田容工君	10番 植田昌孝君
11番 松本美也子君	12番 小走善秀君
13番 吉川博一君	14番 松本宗弘君
15番 上田幸弘君	16番 竹村和勇君

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	松井敦博君	事務局長補佐	植田知孝君
--------	-------	--------	-------

1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	寺田典弘君	副町長	石本孝男君
総務部長	松田明君	総務部参事	上田繁君
住民福祉部長	平井洋一君	産業建設部長	高村吉彦君
上下水道部長	取田弘之君	秘書広報課長	寺田元昭君

監査委員	植 宏 君	教育委員長	森 章 浩 君
教育長	片 倉 照 彦 君	教育部長	福 井 良 昌 君
会計管理者	小 泉 義 次 君	選挙管理委員会 事務局長	小 埜 任 啓 君
農業委員会 事務局長	住 井 康 典 君		

平成24年田原本町議会第3回定例会議事日程

9月4日（火曜日）

○開 議（午前10時）

○一 般 質 問

1. 7番 竹 邑 利 文 議員

1. 地域福祉と自治体の役割

- （1）少子化対策の強化をどうするか
- （2）子育て支援はどうですか
- （3）児童虐待の現状と本町の対応は

2. 6番 西 川 六 男 議員

1. 社会の変化に対応した政策を

- ・田原本町地域公共交通活性化事業について

2. 健全な町政経営にむけて

- ・清掃工場操業10ヶ年延長に係わる協定書について

3. 環境整備のために

- ・下水道について

3. 9番 吉 田 容 工 議員

1. 介護保険について

- ①今回の改定が、町内でどのような問題を生んでいるのか、実態を示されたい
 うえ、町の対策を示されたい

厚生労働省の文書をどのように指導されているのか

- ②本町の地域包括ケアの方向性と個別策ごとの目標と到達点を示されたい

- ③町は老人クラブが果たしている役割を認識されておられないのか、なぜ軽視されるのか
- ④軽度生活支援サービスの取組がどうなっているのか、拡充させていくつもりはあるのか
- ⑤地域包括支援センターを社協に移管する利点は何か、高齢者対策を放棄されるのか

2. 子どもの医療費について

- ①県内各自治体の子どもの医療費助成状況を示された上で、その取組の目的は何か
- ②この間、すべての対象者に償還できているのか、自動償還制度に移管しないのか

3. 都市計画道路について

- ①この間どこまで検討が進んでいるんですか、これらの都市計画道路の必要性はあるのか
- ②速やかに都市計画道路認定の廃止を求める
- ③町は県に整備拡幅することを求めているのか、今後の見通しはどうか
- ④スーパーセンターオークワの進出計画の内容を明らかにされたい
既存商店にどのような影響を与えられられるのか

4. 3番 森 良 子議員

県内消防の広域化について

- 1. 町長は広域化に賛成ですか
- 2. 広域化したら、どんなメリットがありますか
- 3. 12月に各首長による調印というのは拙速すぎると思うが、議員や住民の意向はどう汲み上げますか

5. 5番 古 立 憲 昭 議員

公共事業について

橋梁長寿命化計画について

住民サービスについて

コンビニにおける証明書等の交付について

6. 11番 松本美也子 議員

防災対策の強化のために

1. 防災会議の委員にすべての部長を入れていただけるのかについて
2. 福祉避難所の変更はあるのかについて
3. 指定避難所の見直しはあるのか、及び、備蓄内容、災害防災機能について
4. 要援護者の支援体制における災害時要援護者名簿及び防災福祉マップの活用による支援体制の構築について
5. 避難所運営マニュアルの策定について
6. 緊急連絡先や必要な支援内容を記載した「ヘルプカード」の作製について
7. 防災担当部局（総務）を中心として各部局、関係者との連携強化のための効果的、実質的な防災会議の開催について
8. 避難所と地域が連携をした、子どもを巻き込んだ実効性のある防災訓練の実施について

手話通訳、要約筆記者の育成について

1. 田原本手話通訳奉仕員養成講座に職員が参加研修し、窓口対応が手話でできるように育成をお願いしたい
2. 手話通訳奉仕員養成講座及び田原本要約筆記講座の出前講座を小学校、中学校に聴覚障がい者等の方々との交流・学習の機会をお願いしたい

○総括質疑（報第10号より認第1号までの7議案について）

○決算審査特別委員会の設置について

○決算審査特別委員会の委員選任について

○上程議案の委員会付託について

○散 会

本日会議に付した事件

議事日程に同じ

午前10時00分 開議

○議長（松本宗弘君） ただいまの出席議員数は16名で定足数に達しております。よって、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

日程に入ります。

一般質問

○議長（松本宗弘君） 一般質問を議題といたします。

なお、質問については念のため申し上げます。会議規則第63条において準用する第55条の規定により3回を超えることはできません。

それでは質問通告順により順次質問を許します。7番、竹邑利文議員。

（7番 竹邑利文君 登壇）

○7番（竹邑利文君） おはようございます。議長のお許しを得まして一般質問させていただきます。

1、地域福祉と自治体の役割。

総人口が4月発表の人口推計は過去最大の減少幅となった。日本の少子高齢化が加速していることを如実に物語っている。人口減で影響を受けるのが年金、医療、介護などの社会保障だ。支え手が減少すれば財源となる保険料や税を賄うのが難しくなる。

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口では、2060年には65歳以上が人口の約4割を占める。超高齢化社会に備える仕組づくりは待ったなしだ。まず、少子化対策の強化が欠かせない。保育施設を拡充、待機児童を減らすなど、子どもを産み育てやすい環境の整備が急務だ。また、女性や高齢者が働きやすい社会をつくれば就労者を増やすことにもつながる。さらに、高齢化は自治体にも大きな問題だ。特別養護老人ホームなど、介護が必要なお年寄りが地域で安心して暮せる場所は今でも不足している。介護職、看護師をどう確保するのかなど難題が山積みだ。国と自治体が一体となり高齢者住宅の整備や、医療・介護の充実、効率化に取り組むことが必要だ。

本町も町づくりの課題や住民ニーズは、複雑かつ多様化しており、必ずしも高齢

者、障がい者、児童などといった対象に応じて提供される福祉サービスによって充足されるものでなく、多様な地域住民のニーズに対して、保健・医療・福祉、その他の生活関連分野全般にわたる総合的な取り組みが求められる。

また児童虐待は、私たちの社会に刺さったとげのようなものかもしれません。

「児童虐待の防止等に関する法律」が制定、施行されてから既に10年以上が経過していますが、深刻な児童虐待事件は後を絶たず、児童相談所や市町村が対応した児童虐待の件数も急増を続けています。子どもだけでなく、加害者である親も苦しむ児童虐待を、ではどのようにして克服すればいいのか。この問題は考えれば考えるほど、広く、深く、単に相談援助に携わる機関や職員だけで解決できるものではありません。また、児童虐待について考えていくと、私たちの社会が抱える困難や矛盾点が問わず語りに浮き上がってきます。その意味で、児童虐待の問題は恐らくは社会全体で考え、取り組むべき現代社会の重要な課題ではないかと思えます。

虐待はなぜ起きるのか。子ども虐待が生じる家族は、保護者の性格、経済、就労、夫婦関係、住居、近隣関係、医療的課題等、子どもの特性等々、実に多様な問題が複合、連鎖的に作用し、構造的背景を伴っているという理解が大切である。したがって単なる一時的な助言や注意、あるいは経過観察だけでは改善が望みにくいということを常に意識しておかなければならない。放置すれば循環的に事態が悪化するのが通常であり、積極的介入型の援助を展開していくことが重要との認識が必要である。

よって、（１）少子化対策の強化をどうするか、（２）子育て支援はどうですか、（３）児童虐待の現状と本町の対応は。

以上、よろしく答弁お願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 平井洋一君 登壇）

○住民福祉部長（平井洋一君） 皆さん、おはようございます。

それでは7番、竹邑利文議員の第1番目、地域福祉と自治体の役割のご質問にお答えします。

まず、第1点目の「少子化対策の強化はどうか」につきましては、近年著しく少子化が続いており、我が国の将来の社会経済等に大きな影響を与えることが懸

念される中、子どもを安心して産み育てられる環境づくりをさらに推進する必要があります。

そういったことから平成22年に田原本町次世代育成支援後期行動計画を策定し、それに基づき、すべての親が安心して子育てができるまちづくりを推進しているところです。その中の視点といたしまして、子育てと社会参加の両立を支援するということが保育や学童保育の充実を図っています。また、保育所の待機児童につきましては、本年4月に完全民営化しました宮古保育園の建て替えに伴いまして、定員の増を進め、待機児童の解消を図ってまいります。

次に、第2点目の「子育て支援はどうですか」につきましては、本町では、田原本町次世代育成支援後期行動計画に基づき、妊婦健康診査費用の補助やマタニティ教室、またこんにちは赤ちゃん事業や離乳食教室、赤ちゃん体操教室など各種保健事業を展開しているところです。また、子育てに何らかの不安や負担を抱えている保護者に対して、各保育園で子育て支援及び相談センターを開設し、子育てに関する相談事業を実施しています。また、平成23年度から保健センター内に子育て中の親子が気軽に集い、子育ての不安・悩みを相談できる「すこやか広場」を開設し、毎日約20組のご利用をいただいているところです。

最後に、第3点目の「児童虐待の現状と本町の対応」につきましては、今年7月21日に、本町内で母親が1歳3カ月の長女の頭を殴って大けがをさせ、意識不明の重体となっていましたが、先日亡くなるという虐待死亡事件が発生しました。この母親は、実家である三宅町に住所を置き、本町に住む内縁の夫との間を行き来していたようです。

この件につきましては、三宅町が昨年11月に実施した乳児健康診査において長女の体重増加不良が認められ、それ以降、ネグレクト（育児放棄）の疑いで保健師による家庭訪問等の子育て支援を行っておられましたが、その矢先に起こった事件です。このケースと本町の関わりとしましては、本町に住民票がなく、近隣地域住民からの通報もなく、担当課では把握できていませんでした。

しかし、本町で起こったこの事件を受け、急遽、住民の皆さんに児童虐待の通報等の協力及び認識を得るため、各自治会に虐待防止に関する回覧をさせていただいたところです。

そして7月27日には、磯城郡要保護児童対策地域協議会を開催され、三宅町から事件の概要報告、そして児童虐待事件の事案の自己点検と再発防止策を検討するため、協議会内に奈良県中央こども家庭相談センター、桜井保健所、児童家庭相談センターあすか及び磯城郡3町の担当で構成する虐待防止対策会議を設置されたところです。また、8月8日には第1回虐待防止対策会議を開催し、9月に第2回目、そして奈良県で有識者による検討チームの初会合が8月14日に開催され、11月を目途に検証結果をまとめられるということで、その結果を受けての第3回の虐待防止対策会議で今後の対策の検討・実施を行うこととしています。

次に、「虐待に対する本町の対応」といたしましては、厚生労働省の児童虐待防止対策関係通知に基づき、虐待に関する通告があった場合、48時間以内に担当課の職員が家庭を訪問、目視により児童の安全を確認しています。また、場合によっては奈良県中央こども家庭相談センターの職員及び田原本警察署生活安全課とともに家庭を訪問、その状況によっては児童の安全確保のため一時保護をするというような対応をとっているところです。

今回の虐待のケースでは、リスクのある家庭が本町に居住していたということがわかりませんでした。児童虐待家庭や、その疑いがある家庭が他市町村に転入または転出した場合は、法律により、その相手側に情報提供することとなっています。また個人の情報の取り扱いに関しましては、細心の注意を払いつつ、虐待支援が途切れることのないよう、他市町村との連携を図っているところです。

最後に、現在本町での要保護児等は前年度からの継続を含め8月末現在、100名が対象のケースとなっております。

その対応につきましては、磯城郡要保護児童対策地域協議会とは別に、奈良県中央こども家庭相談センター・田原本警察生活安全課・児童家庭支援センターあすか及び本町の教育総務課・健康福祉課のメンバーで構成します進行管理会議を設置し、各関係機関からの情報をもとに年4回の進行管理会議を開催しています。

会議の内容につきましては、各ケースについて前回会議からの経過の確認、現時点での緊急度・重症度及び今後の方針を検討し、それに基づいて担当課での面談・指導を実施し、関係機関の役割について明確化を図っています。また健康福祉課では虐待を予防するため、保護者の育児疲れや、子育て不安等の相談も受けていると

ころです。

なお、緊急の場合は臨時の進行管理会議を開催するなど、各関係機関と連携を図りながら子どもの安全を確保しているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 7番、竹邑利文議員。

○7番（竹邑利文君） ご答弁ありがとうございます。

1の質問に関して3月末の本町の人口増減表でマイナス95人と大幅な減となっております。分析されたかどうか、要因は何ですか。

2番目の質問に関して、2つ提言したい。

1、次世代育成支援として、第2子以降の保育料の無料化はできないか。

2、妊婦歯科検診（5～7カ月）の歯科検診費用の全額助成はできないでしょうか。

以上、再答弁をお願いします。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） まず1点目、3月の人口減についてということでございます。

本町の3月の人口の増減は出生で17名、死亡で31名、転入者が159名、転出者が240名でございました。その差引95名が3月の減という形になってございます。昨年3月と、これを比較をしますと、昨年3月の出生はちょうど17名、一緒でございます。死亡は29名、31に対して29、これもほとんど一緒でございます。転入者につきましても153名ということで、ほとんど一緒でございます。

その中で、昨年度の転出者につきましては168名ということで、今年度と比較をしますと72名という形で転出者が増加しておるということでございます。

本年の転出者の内訳を見ますと、県外転出が91名、そして県内の転出が149名という形になってございます。転出者等に移動の理由ということは聞くことができませんので、確たるものではございませんけれども、転出原因は転勤や通学等によるものということで考えております。

それから2番目の次世代育成支援としての第2子以降の保育料を無料化できない

かということのご提言でございます。

現在、保育所の保育料に関しましては、国の基準をもとに所得に応じて7階層に分類して算定をし、保育料を徴収しているところでございます。第1子につきましては保育料の全額、第2子につきましては保育料の2分の1、そして第3子以降につきましては無料としております。

議員お述べの第2子の無料化に関しましては、現在のところ考えておらないというのが現状でございます。

次に、妊婦の歯科検診の歯科検診費用を全額助成できないかということでございます。

現在、妊婦だけを対象とした歯科検診というのは実施はいたしておりませんが、がん検診等々同時に実施しております30歳以上の無料歯周疾患検診の受診を母子手帳交付時に奨励をしているところでございます。

歯科検診の費用の全額助成につきましては、実施市町村及び県並びに近隣市町村の動向も見ながら今後調査、研究をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 7番、竹邑利文議員。

○7番（竹邑利文君） はい、ありがとうございます。

第2子以降の保育料無料化というのは、現在日本では三重県の鳥羽市、島根県のおおなんちょう邑南町だけです。近畿で最初にやったらどうかと私は思いますが。

子どもは、やはり田原本町の大きな財産であります。豊かな田園都市田原本町の未来は子ども達にあります。女性が元気、子どもが元気な自治体は必ず発展します。

はい、ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして、7番、竹邑利文議員の質問を打ち切ります。

続きまして、6番、西川議員。

（6番 西川六男君 登壇）

○6番（西川六男君） 議長の許可を得て、町民の皆様を代表して質問いたします。

最初に、田原本町地域公共交通活性化事業について質問いたします。

平成23年度に実施されましたバスの国保中央病院線利用状況調査の結果について

てご報告をいただきたいと思います。

次に、平成24年度の事業であります「その他駅前周辺地域活性化事業」についてご説明いただきたいと思います。

デマンドタクシー実証運行の「ももたろう号」について質問いたします。

1つ目、平成22年9月に実施以降の登録数、利用者数の状況について説明いただきたいと思います。

2つ目、4月2日以降の「当日3時間前まで予約可能」の実施に伴う利用者の反応はどうか、ご報告をお願いいたします。

3つ目、国保中央病院の停留所設置に伴う利用状況について報告をお願いいたします。

「予約のとれない ももたろう号」を解消するために提案をいたします。

第6回田原本町地域公共交通活性化協議会に提出されました、あいのりタクシー「ももたろう号」の実施状況の資料には、次のように記述されております。

「利用者登録は順調に増えている」「利用者数は増加傾向にある」「登録者数では、60歳以上の登録が前回の調査では72%で、今回の平成22年9月から平成23年12月は全体の76.5%となっている」「時間帯別利用人数については、昨年度同様午前9時台が最も多く、夕方近くも増加傾向にある」「利用者については、午前9時・10時台の利用は70・80歳代が最も多いが、他の年代を見ても、ほとんどがリピーターのようなものである」

この報告のように70～80歳代の高齢者の方が午前9時から10時台に多くの方が利用しておいでになります。そのため、ももたろう号を利用されている方から「9時～10時は1週間前でも予約がとりにくい」との声を多くいただいております。

その改善策として「タクシーを1台から2台に増車する」「運行便数を増やして現在の1時間に1台の運行を1時間に2台、30分に1台にする」このことを提案したいと思います。せめて予約の多い時間帯である午前9時から午前10時に限っても改善すべきと考えます。この私の提案についてお考えをお示しいただきたいと思います。

次に、実証運行以降の対応について質問いたします。

協議会の平成23年度決算と平成24年度予算を比較いたしますと、県の負担額が111万1,352円増、町の補助金が146万4,000円増で国庫補助金がなくなっております。そしてデマンドタクシー実証運行委託料は1,100万円になっています。

このように平成24年度は国庫補助金が廃止されており、今後県の補助金も実証運行期間が終わればどうなるか未定で、財源については町の補助金だけになることも予想されます。しかし、高齢化社会が急激に進む中で、登録者も利用者も増加しております。そのため、今後もこの事業が社会的に弱い立場にある方々や交通弱者に対して日常生活の外出を支援するなどの移動手段の確保のために、平成24年度の実証運行終了後の平成25年度以降も継続して田原本町の事業として実施すべきと考えます。

その必要性や継続についてどのようにお考えになっておられるのか、その方針をお示しいただきたいと思っております。

2つ目に、清掃工場操業10カ年延長に係わる協定書について質問いたします。

これから御所市で新しく広域によるごみ処理施設の建設が進んでいきます。現在操業している田原本町の西竹田の清掃工場につきましては昭和59年10月5日から平成27年9月30日まで、長期にわたり田原本町のためにお世話になってきております。その地元6カ大字と結ばれた協定書について質問したいと思っております。

まず最初に、町の行政を推進する上で自治会・事業所等と各種の協定を結ばれていると思っております。これらの各種の「協定書」について基本的にどのようにお考えでしょうか。

とりわけ町政の重要な施策である清掃工場に関わって、長年ご協力いただいている6カ大字の自治会長と、町長の当時の職務代理者が合意の上、相互に捺印を押されている協定書の意義についてどのようにお考えでしょうか。

次に、ご協力いただいている6カ大字と平成17年9月22日に締結の田原本町の清掃工場に関する10年間の操業延長にかかわる協定書について、7年が経過し、残るところ3年になりましたけれども、協定した事項について具体的にお聞きしたいと思っております。

1、操業期限について、平成27年9月30日までの操業期限は遵守できるのか。

2、地域振興補助金の交付期限はいつまでか。

協定書の（3）の環境整備の道路路線整備につきましては、「積極的に取り組む」と明記されております。

そこで環境整備、道路について具体的にお聞きしたいと思います。

イ）国道24号線バイパス薬王寺交差点から平野幼稚園北側道路への道路拡張整備について。

ロ）大網大字北側道路から平野幼稚園北側道路への新設道路拡張整備について。

ハ）十六面大字から平野幼稚園北側道路への取り付け道路の拡幅整備について。

ニ）老人福祉センター前の道路の擁壁整備について。

ホ）大字西竹田から平野小学校間の通学路拡幅整備について。

の各項目の進捗状況をご報告いただきたいと思います。

また、環境整備につきましても「関係自治会と誠意をもって協議を行う」と明記されております。

協定書の（4）～（6）の環境整備の下水道・河川・施設について各項目の協議の状況及び遵守の状況についてご報告をいただきたいと思います。

協定書の（7）清掃工場の撤去について「操業停止後速やかに調査及び施設の解体を行う」とありますが、平成27年9月30日以降、いつ調査及び施設の解体の計画か、ご説明をいただきたいと思います。

3つ目に、下水道について質問いたします。

下水道使用料の値上げが検討されておりますけれども、経営努力に関連して未接続者・合併浄化槽設置者への対応について質問いたします。

下水道法等により、し尿及び台所・洗濯排水等の生活排水の多くは下水道を通じて処理されるようになってきております。そのため町内の多くの河川の水質がよくなり、下水道は水域の汚濁負荷の軽減や水質保全に大いに貢献をしております。

現在、下水道が整備されている地区の未接続世帯の中で合併浄化槽を設置している家庭の排水や工場・商店などの事業所の排水は、その処理水を道路側溝、水路などへ放流しております。

この合併浄化槽は、微生物の働きを利用し、トイレの排水や生活雑排水をきれいにしておりますけれども、正しく使用しないと悪臭を放ち、近所からの苦情が出る

とともに、側溝や河川の汚濁を招くなど、環境汚染の原因にもなっております。

この合併浄化槽の維持管理は民間・個人が行い、定期的な点検はありますが実施率は低く、指定検査機関の充実、組織的な管理体制の整備、検査のあり方など、検査実施率の向上のための具体的な施策を講じる必要があります。また、水質保全のために10人槽以下の浄化槽において、毎年1回定期的に行う11条検査の実施項目に合併浄化槽の放流水についてBOD測定を追加するところが多くなってきております。また合併浄化槽設備の老朽化の問題も指摘されております。

このような状況を踏まえて、平成18年2月に改正浄化槽法が施行され、浄化槽の法定検査を受検しない浄化槽管理（設置）者に対し、県から権限委譲された市や町は検査を受けるように助言・指導・勧告・改善命令を行うことができることとなり、命令に違反した場合、30万円以下の過料の罰則が新たに規定されました。

以上の観点から質問します。

1つ目に、下水道が敷設された地域で、汲み取り式便所の使用者及び合併浄化槽の利用者など未接続家庭及び事業所はいくらあるのか。戸数と割合をご報告いただきたい。

2つ目に、この下水道の未接続家庭や事業所等に対して接続率の向上を目指して具体的にどのように取り組んでおられるのか。その取り組みの効果を、具体的に数字を上げてご報告いただきたいと思っております。

3つ目に、合併浄化槽を利用している家庭・事業所に対して、①水質保全さらには下水道経営の観点から、下水道使用をするよう広報やチラシの配布で啓発するとともに、ご理解とご協力を得るために個別訪問をするなどの具体的な取り組みを行っておられるのかどうか。行っておられる取り組みの内容と、その成果を数字を上げてご報告をいただきたいと思っております。

②合併浄化槽の11条検査を厳格に取り組むために、家庭及び事業所などの実施状況は個別に把握しておられるのか。その中で具体的に平成23年度で助言・指導・勧告・改善命令を行ったのは何件か。そしてその後、改善されたのは何件か、ご報告をいただきたいと思っております。

以上。再質問は自席から行います。

○議長（松本宗弘君） 総務部参事。

(総務部参事 上田 繁君 登壇)

○総務部参事(上田 繁君) 6番、西川議員のご質問にお答えいたします。

第1番目のご質問の田原本町地域公共交通活性化事業についての第1点目「平成23年度に実施されましたバスの国保中央病院線利用状況調査の結果」につきましては、平成23年11月下旬に、平日5日と土曜日2日の7日間、運行全便の利用状況調査を実施し、316名から回答がありました。

利用状況につきましては、平日が1日当たり往復36便の運行で、1便当たりの利用者は1.5人です。また、土曜日が1日当たり往復で28便の運行で、1便当たりの利用者は0.9人であり、平日と土曜日とを合わせた1便当たりの利用者数は1.3人です。利用目的は通勤が39%、通院が22%、見舞いや介護が31%などです。また、利用者の居住地では、町内在住者が19%、町外在住者が81%となっております。

次に、第2点目の「平成24年度事業であるその他駅前周辺地域活性化事業」のご質問ですが、新たに対応が必要となったときの予算枠を確保しているもので、現時点におきましては具体的な予定はございません。

次に、第3点目の「デマンドタクシー実証運行のももたろう号の利用状況について」のご質問の登録者数は、平成22年度末が709人で、平成24年5月末では977人です。また「利用者数」は、1便当たりの利用者数は平成22年度が1.8人で、平成23年度の実績は2.1人であり、延べ3,180人の利用がありました。

「予約時間が4月2日以降の当日3時間前まで予約可能の実施に伴う利用者の反応はどうか」のご質問ですが、従来の予約は利用前日の午後4時までであったものを、本年4月から利用したい便の3時間前までの予約が可能となったところでございます。本年7月末までの4カ月間の状況は全体の予約件数のうち約1割が当日の予約となっております。

「国保中央病院の停留所設置に伴う利用状況」につきましては、本年4月から停留所に指定したところであり、7月末までの4カ月間の利用状況は1日平均1.5人で、延べ127人の利用となっております。

次に、「予約のとれない ももたろう号を解消するための改善策のご提案に対す

る考え」につきましては、運行の増便等をご提案いただきましたが、デマンドタクシーは地域公共交通を補完するものであり、運行につきましては、通常のタクシー事業とのすみ分けなど課題があると考えております。

なお、本年10月から現在の最終の運行時間16時を1時間延長し17時までとすることや通院の利便性の向上を図るため、診療所や歯科診療所の医療機関が停留所となる予定でございます。

次に、「平成24年の実証運行終了後の平成25年度以降も継続して田原本町の事業として実施すべきと考えるが、その必要性や継続についてどのように考えるのか、その方針を示されたい」につきましては、現在、田原本町地域公共交通活性化協議会においてデマンドタクシー実証運行を実施しております。実証運行期間は平成22年9月から実施し、本年度末までの期間でございます。

平成23年度の利用実績は60歳以上の利用が全体の87%を占めており、特に70歳代、80歳代の利用が多い状況にあり、高齢者の外出支援に役立っているものと考えております。

平成25年度の本格運行の実施につきましては、実証運行の状況を踏まえ、運行方法等も含めて同協議会で検討を進めていただく予定でございまして、そのご議論を参酌するなど、来年度予算編成の中で判断してまいりたいと考えております。

なお、本格運行の財源につきましては、国庫補助金は平成24年度で新たな制度が設けられ、地域公共交通確保維持改善事業費補助金を200万円程度見込むことが可能となったところであり、県補助金は実証運行期間のみでございます。

次に第2番目の「健全な町政経営に向けて清掃工場操業10カ年延長に係わる協定書について」の第1点目、「町行政を推進する上で自治会・事業所等と各種の協定を結ばれていると思います。これらの各種の「協定書」について、基本的にどのようにお考えでしょうか」のご質問ですが、各種協定書につきましては、住民の安全確保など種々の事業を実施する上で、それぞれの目的に則し一定事項について協議を交わすものであると考えております。

また、「協定書の意義についてどのようにお考えでしょうか」のご質問ですが、平成17年に周辺地元6カ自治会に対し操業期間の延長をお願いするに当たり、6カ自治会長と協議を重ね締結したものと認識しております。

協定書の各項目につきましては、操業延長の条件・要望と受け止め、その履行に協議・実施してまいりました。しかし、各環境整備については、その後の社会経済状況の変化などから再検討が必要なものもあり、地元自治会と随時協議しながら取り組んでまいりました。

次に、第2点目「操業期限について、平成27年9月30日までの操業期限は遵守できるのか」のご質問ですが、平成27年9月30日までの操業期限を遵守したいと考えております。

次に「地域振興補助金の交付期限はいつまでか」のご質問ですが、操業期間中、地域振興補助金を交付するとなっております。

最後に「環境整備：道路について」のご質問ですが、イ)の国道24号線バイパス薬王寺交差点から平野幼稚園北側道路への道路拡張整備、ハ)の十六面大字から平野幼稚園北側道路への取り付け道路の拡幅整備、ニ)の老人福祉センター前の道路擁壁整備、ホ)の大字西竹田から平野小学校通学路拡幅整備につきましては、ほぼ整備を終えておりますが、未整備部分につきましては、平成27年度までに整備を完了する予定であります。

ロ)の大網大字北側道路から平野幼稚園北側道路への新設道路拡幅整備につきましては、町担当部局長と清掃工場移転問題対策委員会委員で何度も協議を行い、昨年7月には町長が出席し、同対策委員会において、平成21年度に「大網平野道路ルート検討業務」として交通量調査を実施し、最適ルート解析・検討を行い、その結果、現状の通行車両の流れから考察しますと、現道と並行して新設道路を設置しても整備効果が見られないこと、また財政状況等の問題もあり、新設道路の設置は困難であることから、新設道路要望ルートの代替えとして、既に大網1号線の道路改良拡幅工事も完了しており、現道接続ルートとして大網三叉路の交差点改良整備を行い、南行き交通の流れを北行きに誘導し、大網集落内への通行を減少する代替案を提案、説明させていただいております。

また、昨年11月に交差点改良測量図面を提示し、今年4月には清掃工場移転問題対策委員11名が来庁され、本町の意向としての環境整備について説明させていただき理解を求めたところであります。

協定書(4)6カ自治会の下水道整備計画につきましては、ほぼ整備は終えてお

ります。

協定書（５）飛鳥川の草刈りについては、小室橋から新富本橋の間につきましては、毎年７月上旬・９月中旬に草刈りを行っております。

協定書（６）施設の管理運営につきましては、健全な操業を行うため定期点検・機器の整備を行うとともに、大気汚染防止法による排ガス検査を行い、公害防止モニター委員会に報告させていただいております。

協定書（７）清掃工場の撤去につきましては、操業停止後、調査を行い解体工事に取りかかりたいと考えております。なお、調査から解体まで約２年の期間を要すると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 上下水道部長。

（上下水道部長 取田弘之君 登壇）

○上下水道部長（取田弘之君） 第３番目の「環境整備のために、下水道について」のご質問にお答えいたします。

第１点目の「下水道が敷設された地域で、汲み取り式便所の使用者及び合併浄化槽の利用者など未接続家庭及び事業所のそれぞれの戸数と割合」につきましては、平成２３年度末で、一般家庭の未接続戸数は５９９戸であり、そのうち汲み取り便所１７９戸、単独浄化槽２８０戸、合併浄化槽６０戸、集中浄化槽８０戸で、未接続戸数に占める割合は各々２９．９％、４６．８％、１０．０％、１３．３％でございます。

また、事業所等の未接続戸数は２２６戸で、そのうち汲み取り便所６１戸、単独浄化槽１３９戸、合併浄化槽２６戸で、未接続戸数に占める割合は各々２７．０％、６１．５％、１１．５％でございます。

次に、第２点目の「下水道の未接続家庭及び事業所等に対して接続率の向上を目指して具体的にどのように取り組んでいるのか。その取り組みの効果を具体的に数字を上げて報告いただきたい」それと第３点目「合併浄化槽を利用している家庭・事業所に対しての①水質保全さらには下水道経営の観点からも下水道使用をするよう広報やチラシの配布で啓発するとともに、ご理解とご協力を得るために戸別訪問をするなどの具体的な取り組みを行っているのか。行っている取り組みの内容とそ

の成果を数字を上げて報告いただきたい」のご質問でございますが、関連いたしますので、あわせて答弁をさせていただきたいと思っております。

議員お述べのとおり、下水道事業の経営を考えますと1軒でも多く接続していただき、少しでも多くの使用料を納めていただきたいところでございます。

従来から本会議・委員会で答弁をさせていただいておりますように、啓発に關しましては、定期的に町広報へ掲載するとともに、町ホームページにも掲載して早期の接続を促しております。また、新規地区の下水道工事の着手前と完了後供用開始が決まった段階ですべての対象家屋に担当職員が訪問し、パンフレット等を配布して貸付制度を含め、下水道への接続の必要性につきまして詳しく説明しております。加えて自治連合会・町政報告会におきましてもお願いをしたところでございます。

一方、供用開始から年月を経ても接続されていないお宅や事業所につきましては、年間計画を立て、計画的に戸別訪問をしております。

今年度を例に取りますと、この6月より週に1度の割合で訪問し、延べ30戸を啓発しており、そのうちの1戸が接続されました。「具体的な取り組みの効果を数字で」とのお尋ねでございますが、現在、目に見えての大きな効果は上がっておりません。しかしながら、戸別訪問をすることで個々の事情がわかり、今後どう取り組んでいくべきかを検討することができます。戸別訪問を行う意味がそこにもあると考えておりますので、下水道の水洗化率向上のため、今後も継続的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

（産業建設部長 高村吉彦君 登壇）

○産業建設部長（高村吉彦君） 第3番目の「下水道について」のご質問についてお答えいたします。

第3点目「②の合併浄化槽を利用している家庭・事業所の11条検査実施状況を個別に把握しているのか。またその中で具体的に平成23年度で助言・指導・勧告・改善命令を行ったのは何件か」との質問でございますが、浄化槽法に基づく浄化槽設置・使用に関する事務等の権限委譲を受けている県内市町村は現在、奈良市、生駒市、曾爾村、御杖村であり、本町は受けておりません。したがって、本町

における11条検査及び助言・指導・勧告・改善命令等の実務は、すべて県（景観・環境保全センター）が行っていることから、本町では指導等は行っておりません。
以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 6番、西川議員。

○6番（西川六男君） 答弁ありがとうございました。再質問をさせていただきます。

地域公共交通活性化事業、これは社会的に弱い立場にある方々や交通弱者に対する日常生活の外出を支援するなど、移動手段の確保のために「ぼちぼち便利」から「大いに便利」なもたらろう号にすることを私はこれまでも提案してまいりました。

先ほどの答弁にもありましたけれども、登録者、利用者ともに増えているのは、急激な高齢化など社会の変化に対応した必要な施策であり、町民の皆様のニーズに応じてさらに充実すべき施策であるとの認識で再質問をしたいと思います。

4月2日以降の「当日3時間前までの予約可能」の実施に伴う利用者の反応はどうか、先ほど質問いたしました。先ほどの答弁では7月末までの4カ月間の状況は全体の予約件数のうち約1割が当日予約をされたようであります。しかし、当日3時間前まで予約ができるということは、午前9時受付開始ですので、当日の午前9時から12時までのもたらろう号については、当日には予約ができないことになるのではないかと思います。午後1時以降の分についてのみ、しかも空きがある場合に限って当日に予約の申し込みができることになると考えられます。

このことから、この「当日の3時間前」の条件を外して、午前9時の開始以後、空きがある場合には予約ができるように、担当していただいています商工会が前日に予約の状況の把握を行い、受付係の勤務時間や、担当係の増員などの体制を改善することで当日午前9時からの予約は可能となるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

次に、町長にお聞きをしたいと思います。

清掃工場の10年間の操業延長に関わる協定書の環境整備の道路路線整備につきましては、ただいま答弁いただきましたけれども、この協定書には「積極的に取り組み、要望事項について着手等々につきましては、関係自治会と協議を行いながら進める。環境整備についても要望時点において関係自治会と誠意をもって協議を行う」と明記され、「上記事項を遵守することを条件に操業継続に同意する」と協定

されております。

これまで協力いただきました清掃工場の操業が残すところ、あと3年、協定事項で、先ほどご報告いただきましたが、部分的に未実施の環境整備の遵守について今後も全力を挙げて取り組まれると考えます。

先般、8月3日の臨時会で採決されました、やまと広域環境衛生事務組合の発足に伴い、御所市の地元に対して協力金として、田原本町として1億円、環境対策費1億700万円、合計2億700万円が支払われることなど、今後関係者間のごみ処理施設の建設に関わる協定書が締結されることと思います。しかし、もし田原本町の清掃工場に関する協定書で、その協定で約束した事項が何らかの理由をもって遵守されないことがあれば、これからの御所市、五條市とのごみ処理施設の建設はもちろんのこと、今後の町政運営全般の信頼関係に大きな影響を与えることになるのではないかと懸念いたします。協定を結んだ田原本町長として、まだ実施をしていない、まだ完成をしていない環境整備などの協定事項の遵守について、または代案を検討いただいているようでありますけれども、地元との合意について町長としてどのようにお考えか、答弁をお願いいたします。

下水道について3点質問したいと思います。

平成18年2月に改正浄化法が施行され、浄化槽の法定検査を受検しない浄化槽管理者、設置者に対して県から権限委譲をされた市や町は検査を受けるようになり、助言、指導、勧告、改善命令を行うことができることとなり、命令に違反した場合30万以下の過料の罰則が新たに規定されております。しかし、田原本町はこの権限委譲を受けていないので、本町では指導等は行っていないとの先ほどの答弁であります。この点に関わって3点質問いたします。

1つ目、未検査の管理者、設置者の情報、データは、それでは県と共有しているのかどうか。

2つ目、浄化槽の法定検査を受検していない浄化槽管理者、あるいは設置者に対して、田原本町としてはどのように対応しているのか。

3つ目、この合併浄化槽の法で定められた定期的な点検について、家庭及び事業所の実施率はいくらか、報告をいただきたいと思っております。

以上。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） 先ほどご報告いたしましたように、ほぼ1つ、ロ）を除いては大体整備が進んでおりますし、平成26年、平成27年までには100%の整備は可能であろうというふうに考えております。

ただ、議員おっしゃっていただいている趣旨のロ）の部分、大網大字北側道路から平野幼稚園北側道路への新設道路拡幅整備についてのことをお述べになっているように思います。この道路につきましては、ご承知のように当時の職務代理者と6カ大字とで協定書を交わされまして約束をされたところでございます。

この問題につきましては、私も住民の皆様方と2回お会いをさせていただきました、ご説明を申し上げたところでございますが、当時と社会状況あるいは経済状況が大きく変わってきております。その中で一番大きな課題といたしましては、経済的には非常に町の財政を圧迫するものであります。それと同時に交通量が大きく今変化をしてきております。と言いますのも、中和幹線が整備をされ、今後年度には京奈和自動車道の一般道部分の供用が開始されます。それに伴いまして交通量調査をいたしましたところ大幅に以前から交通量が減ってきているところであり、現在県道がございまして、その県道と並行して100メートルほど横に新しい道路を新設しても費用対効果という意味で大きな効果が得られないというのが実情であります。また、その新設した道路が京奈和自動車道まで抜ければ、また効果的にも今後の検討課題となってこようと思いますが、平野小学校がある都合上、平野小学校で突き当たりの道路というふうになってしまいます。そういった意味で、あまり費用対効果が得られないということと、それとほかの田原本町の住民の皆様方に対して理解が私は得られないということで、皆様方にご理解を求めて、代案といたしまして、先ほど申しましたように大網1号線につきましては、既にもう拡幅工事が終わりましたので、それに接続していきます道路の拡幅及び大網三叉路の改良拡幅工事をさせていただくことで、代替えということで考えさせていただき、提示をさせていただいてるものでございます。ご理解賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松本宗弘君） 総務部参事。

○総務部参事（上田 繁君） 先ほどの西川議員の質問ですけれども、予約時間3時間前までに予約していくこととなりますけれども、当日午前9時に電話があれば1

2時以後乗れるということなんですけれども、午前9時から以後について、空いている時間についての割り当てを入れられないかということにつきましては、時間的、人的配慮も行い、また運行計画も立てなければなりません。そのためには今現在ではちょっと考えておりません。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（高村吉彦君） 清掃を長年行っていないところにつきましては、県がこれは通知をして発送をしておるわけでございます。そのため町につきましては現在行っておりません。

それと、もし町のほうに問い合わせがございましたら、町の関係機関と協議しながら県のほうへ報告して処理をしていただくということになっております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 6番、西川議員。

○6番（西川六男君） 先に高村部長の答弁です。結局、県からのいろんな未実施をしておられるとかいうデータは県のほうから町のほうはもらってるわけですか、もらってないのか。そのことを1つは聞いたんです、さっきはね。

それと2回目の質問で申しわけないですけども、田原本町としてそのデータももらっていたら、まだ検査をしていないところに対して、町としてはどう対応しているのか。合併浄化槽の検査をしておられないところに対しては、どう町として対応しているのか。

それから、もしわかるのでしたら、きょう急な話で申しわけないですけども、その定期検査について確実にやっておられるかどうか、その実施率についてわかれば教えていただきたいということを申し上げたんです。これは3回目でございますね。

もう1つ、町長おっしゃっておられます、清掃工場の協定書については、先ほどお話がありましたように、協定を締結した後も社会情勢の変化もありますし、あるいは財政事情があつて、どうしても協定した事項が遵守できない場合が起こり得るということは私も理解いたします。しかし、この町長職務代理者が結ばれた協定書につきましては、一応約束をした協定事項に、まあ理由はあれ、不履行が起こった場合、町政に対する信頼関係が損なわれ、今後の町政運営に支障が出ることもある

のではないかと、私は危惧をしております。

先ほど大網線の件につきましても地元との合意と言うんですか、そこまでは至っていないようには、説明をされたとは聞いていますけれども、合意には至っていないとは思いますが、今後も合意に向けて、さらなるご努力をお願いをしておきたいと思しますので、よろしく申し上げます。

○議長（松本宗弘君） 西川議員、ちょっと質問を変えてください。お願いというのは違って答えを聞いてください。要望をするところではありませんので、すみませんけれども。

○6番（西川六男君） はい。

町長、もしできる範囲で。先ほどと同じことになりますけれども、答弁をお願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） ありがとうございます。

議員お述べのとおりであります。私も説明させていただいた、冒頭には、これはできませんから、この代案でお願いしますということを申し上げているのではなくて、協定書で協定している限り、約束事でありますから、皆さんのおっしゃっていることのほうが100%正しいですという話はさせていただいております。

ただ、今社会情勢、経済情勢がこのように変わって、先ほど申しましたように交通量も減っている中で、^{ビーバイシー}B/C（費用対効果）が見込めない事業をわざわざ町の今の責任者として、7年前のことをそのまま引き継いでやっていくのがいいのか、それとももう一度皆様にご理解をいただいてリセットをさせていただいた形で代替案でさせていただくのがいいのかということを十分に検討をさせていただきました。町の中で検討をさせていただいた中で、やはり余りにも^{ビーバイシー}B/Cが得られないということですので、皆様方に謝罪をさせていただいて、大変申しわけないと思うけれども、代替案で何とかお願いをしたいということでご理解を賜っているところでございます。今後も町単独で進めていくということではなくて、皆様方のご理解を得られるように努力して進めてまいりたいというふうに考えております。

ありがとうございます。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（高村吉彦君） 先ほど述べましたように、私どもには権限がございませんのでデータはもらっておりません。

それと、先ほど述べましたように、何年も清掃をしていない設置がある場合につきましては、私のところから県の、初めに言いましたように景観・環境保全センターのほうへ通知をしているということでございます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 実施率。（「実施率については、わかる範囲で結構です」と西川議員呼ぶ）

実施率はわかりませんか。

○産業建設部長（高村吉彦君） 実施率はわかりません。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして、6番、西川議員の質問を打ち切ります。

続きまして、9番、吉田議員。

（9番 吉田容工君 登壇）

○9番（吉田容工君） それでは私は3点にわたって一般質問させていただきます。

まず1番目に、介護保険について質問させていただきます。

今年4月、改正介護保険法が施行されました。今回の改正で各分野にわたって大幅な報酬改定が行われました。

まず訪問介護では「生活援助の時間区分」が60分から45分に短縮され、単価も大幅に引き下げられました。それまで90分でしていた仕事を60分に短縮して行う。介護は心を通わせることが大切な仕事です。「ヘルパーさんが来られたらこの話をしよう」と楽しみにされておられます。食事をとるときは「『美味しいね』と話をしながら楽しい時間を過ごしたい」これが人としての営みです。

しかし、今回の改定でヘルパーさんが忙しすぎて話ができない状態になっています。事業所のほうも、できない分は介護保険外で有料で行いますというところも出てきています。またデイサービスでは「時間区分が、4時間～6時間、6時間～8時間」の区分が「5時間～7時間、7時間～9時間」に変更されました。その結果、これまでより1時間施設にいる時間が延びました。家族の方で喜んでおられる方はありますが、しかし、利用者本人にとっては「帰りたいのに帰れない」というケースが生まれています。施設にとっては、「送迎が遅くなるので新たに人材を確保し

た」「冬になると真っ暗な家に送り届けることになる。照明をつけ、暖房をつけるなど、これまで以上に対応が大変になる」としお寄せが施設にきている状態です。

老健施設では、平均在所日数を10カ月以下にする。在宅への退所を5割以上にするなどの条件を満たすと報酬が加算される制度が導入されました。施設の方は「5割どころか3割も不可能」とおっしゃっています。現場は大変混乱しています。

そこで質問します。今回の改定が町内でどのような問題を生んでいるのか、実態を示された上で町の対策を示されたい。

特に厚生労働省の文書で「この見直しにより、これまで提供されてきたサービスを利用者の意向等を踏まえずに、新たな時間区分に適用させることを強いるものであってはならない」とされている、この文書の中身をどのように指導されているのかを明らかにされたい。

今回の介護保険改定では地域包括ケアが重要視されています。法律上は地域包括ケアに、認知症支援策・在宅医療・住まいの整備・生活支援を位置づけるよう求めています。

田原本はつらつ長寿プラン21にも「地域ケア体制の充実」と記されています。認知症支援策では「認知症サポーターの養成」「ボランティアによる見守り」が挙げられています。在宅医療では「地域リハビリテーションの推進」が挙げられています。住まいの整備では「道路のバリアフリー化の推進」が挙げられています。生活支援には「軽度生活支援サービス」などが挙げられています。

そこで質問します。本町の地域包括ケアの方向性と個別策ごとの目標と到達点を示されたい。

地域包括ケアの中に老人クラブがひとり暮らし会員の見守りを行っている友愛訪問活動が位置づけられています。そして、実際にひとり暮らしの方約100人を分担して訪問されています。老人クラブは2カ月ごとに老人福祉センターを利用する活動、グランドゴルフなどスポーツ活動、ペットボトルで風車や植木鉢づくりなど文化活動、神社や公民館の除草作業など積極的に取り組んでおられます。

「介護予防事業」と仰々しく銘打った活動だけでなく、このような日常の会話や手仕事、責任感が介護予防につながります。会長さんも、「私たち一人ひとりが、それらの行事に積極的に参加していくことが大切ではないでしょうか。互いに支え

合い見守りあいながら楽しく毎日を過ごしていきましょう」と述べておられます。大きな役割を果たしておられると思います。

ところが町はこの老人クラブへの補助金を毎年減らしておられます。例えば45人の老人クラブへの補助金は平成20年度は5万7,600円でした。ところが今年は1万6,200円です。わずか4年で3分の1以下に減らされています。

そこで質問します。町は老人クラブが果たしている役割を認識されておられないのか。なぜ軽視されるのか。答弁を求めます。

町は自治会や支援員、老人クラブ、民生委員さんなど地域の力を総動員して、見守りや支え合いの体制を構築しようと頑張っておられます。参加自治会も徐々に増えていますが、全体を網羅するにはかなりの時間が必要です。介護の社会化を目指した介護保険が施設から在宅へ、介護保険から地域への支え合いへと後退する中で、町の果たすべき役割は重要です。ひとり暮らし高齢者への支援として、いくつかのメニューを提供されています。各市町村が軽度生活支援サービスに取り組んでいます。他市町村では「換気扇の掃除をしてもらった。こびりついた汚れが取れてきれいになった」月利用時間は20時間以内など充実されています。

そこで質問します。本町の軽度生活支援サービスの取り組みがどうなっているのか。今後拡充されていくつもりはあるのか。答弁を求めます。

最後に、町は地域包括支援センターを社協に委託する方向を打ち出されています。社協は受託されたら一生懸命努力されると思います。しかし、町全体では介護保険の活用状況や高齢者世帯の生活状況を把握しないと実態も問題点も理解できません。そして対策を打ち出すこともできません。

そこで質問します。地域包括支援センターを社協に移管する利点は何か。高齢者対策を放棄されるのか。具体的な答弁を求めます。

続いて、子どもの医療費について質問します。

本町は昭和48年10月から「子どもの健康の保持及び福祉の増進を図る」ことを目的に子どもの医療費を助成してこられました。昨年はその対象を中学校卒業まで広げ、積極的に取り組んでおられます。

そこで質問します。県内各自治体の子どもの医療費助成状況を示された上で、その取り組みの目的は何か。答弁願います。

昨年8月から中学校卒業までの入院費を補助対象に広げられました。どのくらいの方が利用されているのか。助成拡大は歓迎されているのか、心配なところですか。子どもの医療費助成に積極的に取り組んでおられる自治体では、医療機関受診後3カ月後になりますが、指定口座に自動的に振り込む制度をとっておられます。自動償還の制度は県の保健指導課に依頼すると、国保連合会と県医師会と調整をしてくれるそうです。そして漏れなく償還することができます。

そこで質問します。この間すべての対象者に償還できているのか。自動償還制度に移管しないのか。答弁を求めます。

最後に都市計画道路について質問します。

今、国・県で都市計画道路の見直しが進んでいます。都市計画全体の姿を見直し、道路計画の必要性を検討した上で、個々の路線の必要性を各地で見直しています。近くでは2010年に「川西三宅田原本線」が廃止されています。そこで本町の都市計画道路ですが、2年前、森井議員の指摘を受け、町は自動車の交通機能の観点からの必要性、歩行者の安全確保の観点からの必要性、自治体のまちづくり計画との整合性の必要性、3つの観点から「今後の見直しの検討をさせていただきたい」と答弁されています。「田原本学校前線」「田原本駅前線」「田原本阪手線」「田原本小阪線」は、昭和39年の計画決定から長年放置されています。しかも都市計画マスタープランでは全く計画に組み込まれていません。

そこで質問します。この間どこまで検討が進んでいるんですか。これらの都市計画道路の必要性はあるのか。答弁を求めます。

都市計画道路に認定されている土地の所有者には長年にわたって建築制限を課せた状態が続いています。明確な事業予定もないのに建て替え等できずに困っておられます。速やかに都市計画道路認定の廃止を求めるものです。答弁を求めます。

本町の道路には危険なところがたくさんあります。県道結崎田原本線は一部拡幅されましたが、船底のような形状で放置されています。また県道大和高田桜井線は歩道が途中までしかなく、中学生・高校生が車道にあふれて体育館まで歩いています。大変危いととともに、県道とはいえ、町として恥ずかしい限りです。

そこで質問します。町は県に整備拡幅することを求めているのか。今後の見直しはどうか。答弁を求めます。

今年、準工業地域に指定された宮古地域に大規模集客施設スーパーセンターオークワが進出すると伺っています。本来、準工業地域では大規模集客施設を建設することに制限はありません。しかし、大規模集客施設が中心市街地に大きな影響を与えることから、準工業地域であっても大規模集客施設建設を制限することができるかと平成18年に閣議決定され、内閣府からもマニュアルが出されています。

そこで質問します。スーパーセンターオークワの進出計画の内容を明らかにされたい。既存商店にどのような影響を与えると考えられるのか、答弁を求めます。

残念ながら本町には長期的な視点に立ったまちづくり計画がありません。よく言えば、臨機応変に対応してきた。悪く言えば、場当たりの対応をしてきたということです。今後真剣に取り組んでいかれる姿勢が伝わるような説得力のある答弁を求めて一般質問とします。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 平井洋一君 登壇）

○住民福祉部長（平井洋一君） 9番、吉田議員の第1番目、介護保険についてのご質問にお答えいたします。

第1点目の「今回の改定が町内でどのような問題を生んでいるのか、実態を示された上で町の対策を示されたい。厚生労働省の文書をどのように指導されているのか」のご質問でございますが、平成12年度から始まりました介護保険制度も12年を経過しようとしており、利用者側や提供する側にも介護保険制度の活用が定着してきたところであります。制度改定におきましては、在宅サービスに重点を置いた見直しが図られ、個別の状態や環境に合わせた柔軟なサービス体系とサービスの充実が図られているものと理解しております。

しかし、一部のサービスにおいて「サービス時間の短縮」などと受け取られている一面もあろうかと思いますが、厚生労働省の会議資料にも「これまで提供されてきたサービスを利用者の意向等を踏まえずに新たな時間区分に適用させることを強いるものであってはならない」とありますように、利用者のニーズと適正な介護サービスの提供が行われるよう示されているところでございます。

これを受けまして、ケアマネジャーが利用者のケアプランを作成する場合は、サービス担当者会議等を経て、利用者の十分なニーズを組み込んだケアプランの作成

が行われているものと認識をしております。

一方、担当課におきましては、個別ケアプランの作成を担うケアマネジャーや直接サービスを提供し利用者の介護を担うサービス提供者に対し、利用者の方が安心してサービスを受けていただいているか、またサービス内容がサービス担当者会議で十分に議論がなされたものであるか等という点について、担当課の相談窓口を通じて、利用者またはケアマネジャー等への適正なマネジメントができるよう支援、指導を行っております。また県と合同の上、事業者に対し、合同監査や事業者への直接指導等実施しているところでございます。

申し添えさせていただくならば、介護保険制度は公費と被保険者の保険料で成り立っており、給付と負担のバランスを図りながら、大事な共助の制度として持続可能にしていかなければなりません。このため、この制度については、介護保険制度に関わるすべての事業者の方や制度を利用される住民の皆様にもしっかりとご理解いただく中で、自立支援に基づいたサービスの利用をいただき、安心かつ充実したサービスの提供につなげていただけるよう認定の適正化、給付の適正化、ケアプランの適正化を進めているところでございます。

次に第2点目の「本町の地域包括ケアの方向性と個別策ごとの目標と到達点を示されたい」についてのご質問でございますが、今回の改定も踏まえて近い将来予測される超高齢社会に向けて、国が積極的に進めている地域包括ケアシステムの構築に向けた制度の見直しがされたものであり、本町におきましても住み慣れた町や地域で要介護の状態になっても安心して住み続けられるよう地域包括体制づくりを積極的に推進しているところでございます。

地域包括ケアにつきましては、個々高齢者の状況やその変化に応じて、介護サービスや医療サービス、予防サービス、住まいや生活支援サービス等が切れ目なく有機的に提供される仕組みを構築していかなければなりません。

本町では、高齢者の方が予防サービスから介護サービスに至るまで、地域で継続的、包括的なサービスを受けられるためには、介護保険制度の利用に関わらず、地域の支援力が重要なところであり、今後地域や住民の皆様との協働に向けた取り組みを進めていかなければならないと認識しているところでございます。

このため具体的には、平成24年度から平成26年度における第5期介護保険事

業計画におきまして、平成26年度を目途として地域の活性化も含め、地域と協働したネットワークづくりを進めているところでございます。

今後ひとり暮らし高齢者、老々介護も増えることが予測される中、高齢者の生活を地域で包括的、継続的に支えていくためには、利用者を囲む地域住民、介護サービス提供者、ボランティア、自治会・老人クラブ等各種団体、民生委員、公的機関等の人的ネットワークづくりや、介護予防の推進、ケアマネジメントによる体制づくり等、地域包括支援センターや担当課を中核として地域の関係機関の協力をいただきながら見守り支援体制の地域づくりに取り組んでまいりたいと思います。

次に第3点目の「町は老人クラブが果たしている役割を認識されておられないのか。なぜ軽視されるのか」のご質問でございますが、老人クラブは「生活を豊かにする楽しい活動」と「地域を豊かにする社会活動」の総合的かつ均衡のとれた活動展開を図り、また明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努めることを目的として活動され、地域づくりのために大きな役割を果たしていただいていると認識しているところでございます。

老人クラブ補助金につきましては、平成21年度より県の補助基準額に準じ、引き下げることになったところですが、友愛活動やスポーツ大会・介護予防事業等の充実を図っているところでございます。その一環として、昨年度はスポーツ活動を支援するためにグランドゴルフ、ペタンク、ゲートボールの器具等の整備や、老人福祉センターのカラオケ機器や血圧計の入れ替え、座椅子などを整備いたしました。

なお、補助金関係につきましては、事前に老人クラブ連合会役員会及び総会におきまして説明させていただき、ご理解をいただいているところでございます。

これからも老人クラブが地域と一体となって、明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に取り組んでいただけるよう支援してまいります。

次に第4点目の「軽度生活支援サービスの取り組みがどうなっているのか、拡充させていくつもりはあるのか」のご質問でございますが、このサービスは概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯であって、日常生活の援助が必要な高齢者の方を対象といたしまして、軽易な日常生活の援助を地域ケア会議におきまして、その内容を審査し、週1回から2回、1回2時間までとして外出の援助、食事、食材の確保、寝具類等の大物の洗濯・日干し、家の周りの手入れ等を生活援

助員としてシルバー人材センターに委託しており、支援時間の不足もないことから、今後も現状でサービスを継続してまいります。

次に第5点目の「地域包括支援センターを社協に移管する利点は何か。高齢者対策を放棄されるのか」のご質問でございますが、平成18年度から地域包括支援センターを町直営で設置し、高齢者の相談窓口、調整機関として包括機能の基盤整備を行ってきたところです。今後さらなる高齢化が進む中、ひとり暮らし高齢者、認知症、虐待等高齢者問題の多様化が予測されるため、地域包括支援センターの機能強化と体制づくりに向けた見直しの時期となっています。特に自立支援に向けた地域支援体制の仕組みづくりと介護予防の推進、地域ネットワークづくり等々の課題も山積しているところです。

今後、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、地域包括ケア体制の構築に向け、町が関係機関と連携、協働して、地域支援体制づくりや介護予防事業の推進を図っていくことが必要であります。

そこで高齢者の包括的、継続的な支援体制の実現のため、地域福祉行政の一翼を担っている社会福祉協議会と連携し、地域支援事業のうち地域包括支援センター業務を地域とつながりのある社会福祉協議会への委託により、幅広い地域性、独自性、専門性を生かした役割分担と、町との連携による業務の効率化、スリム化を進めるものでございます。

この件につきましては、田原本町地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保、その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため、設置されております田原本町地域包括支援センター運営協議会に諮りまして、ご了承いただいているところでございます。

次に第2番目、「子ども医療費について」のご質問にお答えいたします。

第1点目の「県内各自治体の子どもの医療費助成状況を示された上で、その取り組みの目的は何か」についての質問でございますが、福祉医療制度の奈良県内各市町村の実態は、乳幼児医療制度（0歳児～義務教育就学前）については、全市町村で通院・入院の医療費の一部を助成されております。

また、この医療制度の子ども医療の助成として拡大されている平成24年4月1日現在の各市町村の実態は、通院の助成で中学校卒業までは11市町村、小学校卒

業までは1市、高校卒業までは1村となっております。また入院の助成につきましては、本町を含め中学校卒業までは18市町村、小学校卒業までは5市町、高校卒業までは1村となっております。この医療制度の目的につきましては、子どもの健康保持及び福祉の増進を図るため実施いたしております。

次に第2点目の「すべての対象者に償還できているのか。自動償還制度に移管しないのか」についてのご質問でございますが、この制度につきましては広報やホームページ等で啓発しておりますが、すべての対象者が申請されているかは把握いたしておりません。今後すべての対象者が申請されますよう学校等の協力も得ながら周知に努めてまいりたいと考えております。

また、自動償還制度に移管しないのかにつきましては、現在入院患者も少なく、申請制度で対処していく予定です。また郵送受付も実施しておりますので、現在のところ自動償還制度は考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

（産業建設部長 高村吉彦君 登壇）

○産業建設部長（高村吉彦君） 第3番目、「都市計画道路について」のご質問にお答えいたします。

第1点目の「この間どこまで検討が進んでいるのですか。これらの都市計画道路の必要性はあるのか」についてのご質問でございますが、この件につきましては、平成22年第1回定例会で森井議員の一般質問でお答えしましたが、本町の都市計画道路のうち町道関係につきましては、田原本学校前線は全区間のうち420メートルの整備が行われ、阪手千代線は全区間の整備が完了しています。また、川西三宅田原本線につきましては、平成22年8月に見直しの結果、廃止いたしました。その他、田原本阪手線・田原本駅前線・田原本小阪線につきましては未着手となっております。

平成22年7月、奈良県において出された「都市計画道路見直しの検討の試行について」というガイドラインには、都市計画道路の必要性を検討し廃止することもあるとなっております。その後、県においても具体的な方針を示すまでの取り組みが進んでおらず、都市計画道路の具体的な見直しに関する進捗は図れていない状況で

す。

また、「マスタープランに全く組み込まれていません」とのご質問でございますが、本町における都市計画道路につきましては、住宅密集地や立体交差等の大事業となる路線が多く残っていることから、財政的な問題から見ても早期に事業化していくことは大変厳しい状況となっております。最小限の費用で早期に事業効果が出る事業を優先させるため、生活幹線道路等の整備に重点的に取り組んでいるところでございます。

次に、第2点目の「速やかに都市計画道路の廃止を求める」についてのご質問でございますが、都市計画道路の計画区域内にある土地につきましては、都市計画法第53条等による利用の制限を受けているところです。都市計画道路の見直しに関する取り組みは、平成24年4月12日付け全国街路交通主管課長会議におきまして方針案が示されました。この中でも見直しの検討対象路線は、未整備、既成済みのうち、未着手の区間が対象となっております。視点は、自動車の交通機能、歩行者の交通機能及び「まちづくり」の整合性の観点から、決定している都市計画道路が現時点でも必要性を有するか検証し、その結果、いずれの観点からも必要性が認められない都市計画道路は、原則廃止するとの方針が示されているところでございますが、地権者への制限の問題や代替手段があるか等の問題も多く抱えているため、慎重に進めていかなければならないと考えているところでございます。

都市計画道路の見直し検討は重要課題と認識し、今後も引き続き県担当課及び隣接市町村の動向を踏まえた上で適切に対応していきたいと考えております。

第3点目の町は「県に整備拡幅をすることを求めているのか。今後の見通しはどうか」についてのご質問でございますが、県道の整備につきましては、所管する県桜井土木事務所において部分的であります。道路改良工事が行われています。桜井土木事務所とは定期的に会合等を持ち、現地においての要望や書面での要望を随時行っているところでございます。また事業に伴う事前説明、用地取得、隣接者との話し合い等には積極的に町職員が同行しているところでございます。桜井土木事務所には県道の道路改良事業を早期に実施していただくよう、さらに要望してまいります。

次に、第4点目の「スーパーセンターオークワの進出計画の内容を明らかにされ

たい。既存商店にどのような影響を与えると考えられるのか」についてのご質問にお答えをいたします。

本町の土地利用につきましては、田原本町都市計画マスタープランにおいて、町域中央に位置する中心市街地を核として、周辺に住宅系の市街地、その外側に市街地を包むような形で緑農系の田園地帯が広がる、コンパクトな「一核型」の構造を基本としており、京奈和自動車道の（仮称）田原本インターチェンジの立地を活用する流通、業務、工業などの機能をもった新たな都市機能の形成も考えております。またコンパクトな都市機能配置に留意しつつ、条里制の田園環境を保全していきたいと定めております。

このような考え方の中で、昨年5月「田原本IC周辺地区」約26.8ヘクタールを産業用地として準工業地域に市街化区域編入しました。今回この地区にスーパーセンターオークワの出店を計画されており、現在、奈良県警察本部や奈良国道事務所等と進入路等について協議中であると聞いております。また建物の配置等の土地利用計画につきましては検討中であると聞いております。

町との協議については、今年3月に文化財保護法第93条に基づく埋蔵文化財発掘の届け出が町文化財保存課に提出され、4月から7月までの間、発掘調査を実施しました。また、里道、水路の法定外公共物についても現在担当課と協議中です。既存商店への影響については出店される店舗の業種も含め検討中と聞いており、詳細は不明でございますが、同業種の店舗は何らかの影響はあると考えられます。影響を受けられる店舗につきましては、平成22年第3回定例会におきまして森議員の一般質問でお答えしておりますが、経営基盤強化、販路拡大のため、田原本町中小企業資金融資制度や奈良県中小企業融資制度をご活用いただくことを考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 大変やる気の伝わってこない、歯の浮くようなきれいな答弁をいただいたのかなと今実感しています。

まず1つ目の介護保険について聞きます。

私は最初に、この介護保険法が改正されて田原本町でどういうことが起こってい

るのか実態を示してくれと言ってるわけです。まるっきり実態がないじゃないですか。サービスの充実が図られていると理解していると。そんな答弁がどこに出てくるんですか。

一部指摘しましたが、ヘルパー派遣業をやっておられる方は、本当はいけないけれども、時間を短縮しないと人件費も出てこないと。だからそれ以上かかる分は介護保険外でもらっているんですと。これはしてはいけないことでしょうか。いけないことをやっておられるじゃないですか。同業者がいつやめるかわからない。この訪問介護という制度が今事業として成り立たなくなろうとしているのが、田原本町の実態なんですよ。

ケアマネジャーさんについても介護保険が導入されて12年です。介護の社会化として本当に銘打って始まった、意欲を持ってやったのに、12年たってなぜこんなに後退するのと、本当に私にその思いを訴えられてこられました。その点では今介護の状態がどうなっているのか、この答弁を見る限り田原本町の担当課は全く実態を理解されていない。

そして国からも指摘されているサービスの一方的な短縮、行われないようにしなさいという通達が出てるでしょう。それも全く実態を見ていないから、どう手を打っていいかわからない。そんな状態になっているんじゃないですか。

特に部長がわざわざ入れてくださったこの項目、非常にちょっと気になりましたので、「申し添えさせていただくならば」「公費と保険料で成り立っている」と話されましたでしょう。

もともと介護というのは国が5割、50%負担していたんですよ。それを介護保険制度で25%にしたわけですね。田原本町に25%入ってきているかというところに入ってないでしょう、23%じゃないですか。8,000万円から9,000万円は国から交付を減らさせているんですよ。その分を介護保険料に上乗せして取ってるわけですよ。だからこの部分をわざわざ入れていただきましたけれども、本当に公費と保険料で成り立っているんなら、そこに対して、国がなぜちゃんとしたお金を出さないんだと、介護の実態は大変なんだと。田原本町の保険料も大変なんだと。そのことを言うていただくのは、一人ひとりの加入者じゃなくて、その実態をつかんでいる田原本町でなかったらいけないわけですよ。ですから、わざわざ入れてい

いただきましたけれども、じゃあなぜ23%に減らされて、その負担が一般の方の保険料になるのかと。もうこれ以上介護保険料払われへん、大変やと言っておられる方の声をどういうふうに町として代弁していくんですか。そこを教えてください。

それと、いろいろ老人クラブにも答弁をいただきました。結果としたら、いろんな地域でも頑張っておられるという評価をさせていただいていると。

ところがですね、県の補助基準額に準じ引き下げることになったと。だれが決めたんだと。県が決めたのと違いますでしょう。町長が決めたんですよ。それまでは県の基準よりも多く出していた分を減らしますよと決めて、毎年減らしていっていると。町長が決めたわけで。それをですね、スポーツ道具を買ったとか、血圧計を入れたとか、座椅子を入れたとか、そんなんでごまかされませんよ。本当に評価されているんだったら、老人クラブへの補助金はそのまま維持しておいて、それ以上、ここをしましたよと。これが当たり前の話ですよ。こんなの言いわけにもなってませんよ。

だから、なぜ補助基準額に準じて引き下げることを決めたのかという町長の判断基準ですね。老人クラブへの思いというところをそこに入れて、答弁いただきたいなと思います。

それともう1つ、軽度生活支援では1週間に1回か2回、2回まで利用できるんですよ。そして1回2時間までという答弁をしたんですが、これはちゃんと守ってください。シルバー人材センターと違いますよ、理解は。1回1時間になってますからね。この実態に合わせたように、ちゃんと町から指導していただくようお願いします。だから町はこう決めました、こうなっていますとおっしゃってるけども、実態は違うんですよ。その実態をつかめという話をしているんですよ。

つかむに当たってね、町は大変ですよ、施設から在宅へ、介護から予防へ、そして地域へと、だんだんと介護保険が改悪されてきています。保険対象外の人をたくさんつくって、それは市町村で頑張るやれという話になってきていますから、大変なんですよ。その中で担当課の方はたくさん頑張っておられます。本当に各自治会を回って、いろんな組織づくりをして、見守り体制をつくろうと本当に頑張っておられます。しかし、いろんなすることがあるために全体像が見えていない、実態が見えていない、これが実態だと思うんですよ、田原本町長寿介護課のね。本当に

一生懸命にやっておられますけども。

でもね、田原本町の介護の実態はどうなっているかということをつかんでこそ、初めて対策を立てるわけで、それをつかむことを今していない。にもかかわらず、地域包括支援センターを、もう大変だから社協へお願いするとなったら、もうひとつつかめないじゃないですか。やっぱりいろんな地域包括支援センターをやりながら実態をどう把握しているかと、そういうことをすべきじゃないかと思うんですよ。その点では田原本町の介護の実態、高齢者の生活の実態をどのようにしてつかんでいくつもりなのか、つかむつもりはないのか。そこをちょっと答弁お願いします。

あと子どもの医療費についてです。子どもの医療費は頑張って拡充していただいて、要するに無料化を頑張ってしていただいていると思います。ただ、せっかく中学校卒業までのお子さんの入院費について無料にしますという制度をつくりました。つくった以上は全員使っていただきたい、それが普通だと思うんですね。今の制度は使いたい人はどうぞ使ってくださいよと。知らない人、また使いたくない人はいいですよという形の制度になっているんですね。これはやっぱりね、この子どもの医療費助成のこれまでの経過がそうになっているんだと思うんですよ。

もともと中学校卒業までの入院費なんて無料にするつもりはなかったんです、田原本町はね。しかし川西町が無料にすると決めて、川西町は三宅町と中学校が一緒ですので三宅町に声をかけた。川西町、三宅町がするんだったら田原本町がしないとおかしいということで、できた制度だと私は理解しているんです。そうじゃないんだったら、そうじゃないと言ってもらったら結構ですけども。

嫌々やった制度だから嫌々の制度になっていると。私はそう受け取ってますよ。それもすべての対象の、それは申請されるから把握してませんという話でしょう。田原本町は知りませんよと。だからこれだったらおかしいと思うんですよ。せっかく中学校卒業までの子どもたちの健康に留意した制度をつくりたい、つくったわけですよ。それをやっぱり利用できる人に全部に使ってもらいたいと、そのためにどうしたらいいかということを考えていただきたいというのが、今回の私の提案です。その点ではどう考えておられるのか、答弁を求めます。

あと道路の関係等について聞きます。

今、部長答弁していただきましたようにね、いろんな問題、まちづくりの整合性、

現時点での必要性、これらについて検討するとおっしゃったでしょう。でも結果は、都市計画マスタープランに結果は出ているんですよ。この道路をつくるつもりはありませんと書いてあるんですから。そんなズバツとは書いていませんよ、都市計画道路はこれだけでも、実際にするのはこれだというのは全然入ってないんですからね。書いたのと同じですよ。田原本町はもう平成20年に、その結論を出しているんですよ。出しているんだったら、なぜしないんだと。わざわざ森井議員が指摘されているわけです、2年前に。この2年間何してきたんだと。しかも県からそれ以降の要請とか報告とか何もないからしていないというような答弁をしてもらったんでは困るわけですよ。その点では慎重に進めていくという必要が本当にあるのかというところだと思います。

やっぱりこれまで昭和39年からですから、何年かよう計算しませんので、40……、48年、48年間、その指定された地域に住んでおられた方は規制を受けてこられたわけですよ。その規制は長かったですよ。長かったら1日でも1年でも早く解除してあげればよろしいんです。つくる気がないし、財政事情も大変だと今答弁していただきましたんだったらね。それだったら、やっぱり都市計画道路廃止ということをするべきだと思いますけども、それについて端的に答えていただきたい。

それとあと指摘しています県道の問題も、やっています、やっていますではだめなんです。それをいつ実現するかなんですよ。

この夏休みでも中学生、高校生が大量にあの道路を歩いていくんですよ、道の半分を塞ぐんですよ、やっぱり歩くとなったら。それぐらいの人が田原本町に来てくれるわけですよ。反対に言ったら、それぐらいの人が「田原本町はこんな町か」という印象を持って帰るわけですよ。ですからその点では、この体育館へ向かう道路、あるいは消防署から西へ行く道路がどう本当に整備されるかと。いつまでにするんだと。それは田原本町の意欲の問題です。お金は県が出しますから県が決断しますが、田原本町の意欲がどう伝わるかという問題だから町の問題だと思いますので、もう一度答弁を、どこまでやる気があるのかお願いしたいと。

それともう1つ、スーパーセンターオークワです。

これについては、いろいろと発掘とか道路関係とか相談に来ておられると。なぜそこを積極的に町から聞きに行かないのかなと。やっぱりスーパーセンターオーク

ワの出店を町はどう位置づけるのかというところが全然出てこない。例えば来てもらったら、それはほかのスーパーさんの売り上げが落ちて経営がうまくいかないようになるかもわからない。でももし来たら、そこで田原本町に住んでいる人がどれだけ雇用されるかということが見えたら、それはまたその方向だと思うんですよ。ですから田原本町はスーパーセンターオークワが言ってこないから何もわかりませんではなくて、出店すると決めておられるんですから、そのオークワに対して、田原本町はこれをお願いしたいんだと。これだけ地域の雇用を確保してほしいんだという話を積極的に持っていくべきだと思います。その辺のスーパーセンターオークワに対する町の姿勢を町長、答弁をお願いします。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） まず1点目、老人クラブにつきましてですけれども、老人クラブは先ほどもお答えしましたように、生活を豊かにする活動と地域を豊かにする活動という2つ大きな柱があるというふうに思っております。また老人クラブの皆様には友愛活動など積極的にやっていただいておりますし、ひとり暮らし老人の皆様方の見守り等々もやっていただいているところでございます。先ほども述べましたように、明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努めることを目的として活動され、地域づくりのためには大きな役割を果たしていただいているということは認識をしているところでございます。

ただ、それを金銭にはかるのかというのは、私はまた別問題だというふうに考えております。県の基準がある以上、その基準に準じた形でやっていかさせていただくというのが私は当然のやり方ではないかというふうに思います。

それから2点目、オークワについてでございます。

オークワにつきましては、個別なことにつきましては、私どもから何をどういう店舗を出してくださいと、そういったことを町のほうからお願いするというところではございません。

ただ、先ほど議員がお述べになりましたように、雇用の問題につきましては、できるだけ多くの田原本町周辺の皆様方から雇用をいただくようお願いをしているところでございます。

同じくではございますが、コメリのほうも出店が大体決まっているところでござ

いますが、そちらにおきましても防災体制の強化という意味におきまして、災害が発生したときに駐車場等に避難施設等を建てていただくとか、また優先的に田原本町のほうに物資を供給いただくというような協定もつけさせていただきまして、いろいろとお願いはしているところでございます。

ただ、個別のことにつきましては、それ以上のお願いは私はできないというふう
に考えております。

以上です。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） いろいろとご質問いただきまして、見極めてからご
答弁させていただきたいと思えます。

まず町の介護等の実態というのを現課としては把握しているのかと、その指導
という形の中ではどう考えているのかということでございます。

今回の改正の趣旨でございますけれども、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮
らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい生活支援サービスを切れ
目なく提供する地域包括ケアシステムの実現というのが今回の改正の趣旨ござい
ます。それに基づいた形の改正がされたと。実態に合った形のバリエーションが増
えたという形で理解をいたしております。

それで、その生活援助、訪問介護の生活援助事業でございますけれども、これに
つきましても訪問介護にかかる生活援助につきましては、その変更の理由としてサ
ービスの提供の実態を踏まえて必要な提供時間の算定をした結果、こうした形の方
向性が出てきたということでございます。それは短いサービスを1日のうち何回も
利用したいというような形の部分もあります。（「国の制度を聞いているのと違う
んですよ。田原本町の実態を聞いているんじゃないの、何を言っているのよ」と吉
田議員呼ぶ）

この指導の中におきましては、国の指導の中におきましては、決してその今のサ
ービス、60分のサービスもございませぬ。それは今の60分程度のサービスという
のがございませぬけれども、それが単純に言いますと、20分から45分程度の生活
援助に単位が下がったということでおっしゃってございませぬが、従来のサービスの
継続ということで60分から70分程度の生活援助という形の部分もございませぬ。

これにつきましても45分以上で、その時間に対しまして単位が加算されまして、この60分という形のサービスも提供できるという形になってございますし、その……。（「それは制度の話です。実態ですよ、聞いているのは」と吉田議員呼ぶ）

実態に合わせて、そのケアプラン、また提供の事業者が……。 （「田原本町の実態を聞いているんですよ。私、言ったでしょう。そんなの時間を区切って、それ以上は有料にしているところがあるんですよ、実際に」と吉田議員呼ぶ）

○議長（松本宗弘君） 答弁を聞いてあげてくださいよ。

○住民福祉部長（平井洋一君） 基本的には、そうした形の実態というのは把握はしておりません。（「だから問題だと言ってるんです、この質問は。どうするんだということを聞いているんですよ、それを答えてよ、それなら」「実態もわからんと、なぜできるんだ」と吉田議員呼ぶ）

実態がわからないというより、そうした形の困っているという形の実態というのは聞いておりません。（「ですから問題だと言ってるんですよ、どうするんですか、それを」と吉田議員呼ぶ）

○議長（松本宗弘君） 次、進めてください。聞いていないと言っているから。それで行っておいてください、仕方がないから。

○住民福祉部長（平井洋一君） それから次の介護保険の事業費関係、全体の給付費関係の国、県、町とか、それから1号被保険者、2号被保険者の分担の中で、国が25%をすべて田原本町には支出していないじゃないかというご質問でございます。

これにつきましては、その20%の部分につきましては国の補助金、それからその残り5%につきましては、調整交付金ということで交付をされております。その5%につきましては、それぞれの市町村の後期高齢者の人数でありますとか、それからその所得層でありますとか、そういう形のものを勘案されまして平均が5%ということでございます。本町におきましては、前回の第4期の事業計画におきましては3.7%ほどの調整交付金が交付をされております。それが後期高齢者の数でありますとか、そうした1号被保険者の所得層が全国平均に比べまして裕福だというふうな形の解釈でございます。そうした形で交付されているものでございます。

次に、軽度生活援助事業でございますけれども、これにつきまして週2回、1回2時間のサービスを提供させていただいておりますし、これからも続けて実施をさ

せていただきます。

それから5番目に社会福祉協議会に地域包括支援センターをなぜ持つていくのかというように、もっと具体的な形ということでございますが、介護保険の地域支援事業の中で、その地域包括支援センターの部分を社会福祉協議会のほうに持つていかせていただきます。その理由といたしましては、社会福祉協議会は地域とのつながりが深く社協の事業といたしまして、その地域福祉活動の推進ということで、高齢者に関する老人クラブなどの福祉団体関係の活動、それからボランティア活動への支援をされております。そして地域生活支援事業ということで、心配事相談、それから権利擁護事業などの相談支援事業もされております。高齢者のための生活支援としての福祉給食、またふれあいサロンでありますとか、友愛訪問活動支援などの事業を実施されております。

地域包括支援センターを受託することによりまして、社会福祉協議会のそうした相談事業でありますとか、権利擁護事業であるとか、直接つながる業務が多いということで、要支援者に対しましても介護保険等の公助だけではなく、福祉給食でありますとか、ふれあいサロンでありますとか、共助も考慮したケアプランが期待できるであろうと。地域包括ケア体制の充実につながるものと考えておりますし、それを丸投げするというものではございません。社協と連携をしながら、協働しながら、そのものを実施していくということでございます。

本町では介護予防事業というものに対しまして力を注いでいくという考え方をいたしております。今現在そうした包括支援事業、それから一時予防事業ということで介護予防についての啓発事業でありますとか、介護予防教室の開催でありますとか、対象者の把握、介護予防事業の推進という形の中で実施をしています。それから地域包括ケア体制に向けたネットワークづくりということで、地域支援員の育成支援等、それから介護予防出前講座でありますとか各種事業を実施しております。そうした形の中から要介護者でありますとか、その支援の実態を把握しながら社協とも協働、連携をしながら進めていきたいと考えているところでございます。

次に第6番目でございますけれども、子どもの医療費についてでございます。

○議長（松本宗弘君） 簡潔にお願いします。

○住民福祉部長（平井洋一君） はい。

子ども医療費につきましては、国民健康保険関係につきましては、どれだけの方がおられて申請をされているかどうかというのは把握はできます。それにつきましては、入院された方につきましてはすべて申請をしていただいていると把握いたしております。ほかに社会保険等がありますので、その分につきましては全部申請をしていただいているかどうかということで把握をしていないということでご答弁をさせていただいたところでございます。

今後答弁もさせていただいたように、学校等、学校で入院されているというのは、すぐわかるわけでございますので、そうしたご協力も得ながら、学校等からの啓発もしていただきながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして、9番、吉田議員の質問を打ち切ります。

（「あれ、私のその建設のことは……」と吉田議員呼ぶ）

わかっているんです。建設というのはわかっているんですが、時間が過ぎているから。

暫時休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午前11時58分 再開

○議長（松本宗弘君） 再開いたします。

暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（松本宗弘君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。3番、森議員。

（3番 森 良子君 登壇）

○3番（森 良子君） 私は県内消防の広域化について質問します。

現在、奈良県内では奈良県消防広域化協議会が設立され、消防の広域化が進められています。今年5月の同協議会総会に提出され、奈良市、生駒市を除く県内37

市町村長が合意したとされる今後のスケジュールでは、今年12月に広域消防運営計画を策定し、37市町村長が消防広域化協定書に調印、そして来年3月の総会で一部事務組合の規約を承認して、6月に各市町村議会で規約を議決し、ちょうど1年後の9月に37市町村が参加する新消防体制を設立するとしています。

さて、奈良県が主導したこの消防広域化協議会は、県内13の消防本部から1消防本部体制の構築に向けた協議を続けてきました。ところが今年1月、奈良市と生駒市がこの協議会から脱退を表明しました。理由を、奈良市長は「広域化で必要になる臨時的経費の負担の重さや職員給与の格差」の問題を挙げ、生駒市長は「具体的な統合後のあり方をほとんど何も決めないまま、まずは統合しようというなし崩し的な議論の進め方に疑問を感じ、統合後の運営にも疑問を感じた」としています。このような流れの中、言うまでもなく消防行政は住民の命と財産を守る重要な役割を持っていることから、この消防広域化の動向についてはその審議内容を広く住民の皆さんに知らせ、意見を求めるべきと考えます。例えば具体的な心配材料として「私たちの一番身近にあり、緊急時に安心できる磯城消防署はどうなるのか」、「災害時、駆けつけるのに今以上に時間がかかるのでは」、「地理的な認識はできるのか」など、地域密着の対応ができるのかなど、非常に不安を感じます。同時に、5月の総会から4カ月近くたっているにもかかわらず、住民にも議会にも全く報告しなかったのはなぜですか。町長の見解を伺います。

今、広域化という消防の統合計画を改め、消防体制の強化のために不足する人員を補充し、機材の充実を図ることなどに力を入れることこそが求められています。そのために財政支援を強化し、市町村が担うとされている消防体制を地域密着型で充実を図ることが必要です。消防広域化についてその是非を判断する基準は、住民にとってメリットがあるのか、地方行政にとってメリットがあるのかだと思います。町長は、本町議会や住民の意向を十分くみ上げて判断されるべきです。

そこでお尋ねします。1、町長はこの広域化に賛成ですか。2、広域化したら、どんなメリットがありますか。3、12月に各首長による調印というのは拙速過ぎると思うが、議員や住民の意向はどうくみ上げますか。

以上、再質問は自席で行います。

○議長（松本宗弘君） 町長。

(町長 寺田典弘君 登壇)

○町長（寺田典弘君） 3番、森議員の「県内消防の広域化について」のご質問にお答えをします。

第1点目の「町長はこの広域化に賛成ですか」及び第2点目の「広域化したらどんなメリットがありますか」についてのご質問でございますが、平成24年4月1日、新たな奈良県消防広域化協議会が設立され、協議が進められております。本町は山辺広域行政事務組合の構成市町村であり、本組合により消防行政を行っております。広域化は県内11の消防本部を1つの消防本部体制にすることにより、それぞれの消防本部が行っている人事や給与、財産管理等の総務部門を1カ所に統合し、効率的な業務の遂行と人件費の削減が期待できます。また、管轄しているエリアのみで業務を遂行しております従来のエリアにかかわらず、もっとも近隣の消防署から消火活動等の緊急出動が可能となります。より迅速な対応ができることは消防行政サービスの向上につながるものと考えており、広域化に賛成であります。

次に第3点目の「12月に各首長による調印というのは拙速過ぎると思うが、議員や住民の意向をどうくみ上げますか」についてのご質問ですが、奈良県消防広域化協議会において、当初は奈良県下39市町村で協議を重ねてまいりましたが、協議の方向性が定まらず、流動的であったため、住民の皆様に対しての周知は行っておりませんでした。現在は奈良市、生駒市を除く37市町村で広域化に向け協議を行っているところあります。また、議員お述べの12月の消防広域化協定書調印につきましては、広域消防運営計画を策定され次第、議員及び町民の皆様方に町広報紙等で報告をさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 3番、森議員。

○3番（森 良子君） ご答弁ありがとうございます。

広域消防となっても、消防団などとの連携はとっていただくことになると思います。それはそれでよいことだし、必要なことと思います。地元の消防団の方は消火栓のある場所、詳しい道路状況など、細かい点まで知り尽くしておられます。しかし、消防団の方は昼間お仕事などでほとんどいないという現状ではないでしょうか。ちなみに消防団員は昭和23年には全国で2万4,000人いたのが、平成2

3年には8,700人にまで減り、そして今年は8,600人にまで減ってきていると聞いています。広域化されたら、果たして地元密着型の対応ができるのでしょうか。そんな中、磯城消防署の存在がますます重要になってきます。

そこでお尋ねします。磯城消防署はずっとなくなるには信じておりますが、なくなる保証というのがありますか。

それからメリットですが、人件費の削減が期待できると答弁されていますが、なぜ人件費の削減、またはそれに伴う経費の削減という意味もあるとは思いますが、どうしてそれがわかるのでしょうかということ。それからもう1つ、住民が119番して、それを受けてからどう行動が行われるのか、どういう流れになるのか、しっかりとわかりやすく説明していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） 磯城消防署はなくなると、私も信じております。それ以上についてはちょっとお答えはできません。

それからメリット、人件費はということですが、要するに総務費が今まで11消防でやってましたので、総務費も全部11消防でやってたわけです。総務の人件費が今度1カ所にまとまることで人件費の削減になります。人件費の削減とともに、その人件費を今度消防の現場に回すことで消防のサービスの向上につながっていくと考えられております。

それから119番してどうなるかという話なんですけど、これは今ご承知のようにデジタル化が進められておまして、ごめんなさい、はっきりした日にちは忘れましたが平成26年か平成27年にデジタル化されることが決まっております。デジタル化されるということは、今後指令を1カ所に統合していく予定であろうと聞いております。ただ詳しいことについては、今まだ先ほど申し上げましたように広域消防運営計画等が策定されておきませんので、今の段階ではわかりません。

消防団の連携は今までどおりやっていますけれども、ご承知のように今消防団というのは山辺だけが、山辺広域でもっていただいております。他市町村におきましては消防団業務は各市町村単位になっております。今後県内37市町村が一本化ということになってまいりますと、田原本町において消防団の業務を担っていくということになりますので、より身近なところで接していけるというふうに考えてお

ります。

○議長（松本宗弘君） 3番、森議員。

○3番（森 良子君） はい、ありがとうございます。

磯城消防署がなくなるということは町長も信じておられないようですが。

○議長（松本宗弘君） 違うよ。なくならないと信じておりますと。なくならないんですね。

○3番（森 良子君） すみません、ややこしいことで。ところが私の聞くところによると、いずれかはなくなるでしょうということをちょっと関係者の方から聞いたんですが「えっ」と思って、それですごく不安になって心配になったんですが、本当になくならないっていう保証が、ずっと存続するということがあり得るのかなというのが気になったもので。

○議長（松本宗弘君） 再度聞かれるわけですね。

○3番（森 良子君） 再度、それを1つ聞きたいということと。

それから、首長による調印というのが12月25日に予定されてるというふう聞いておりますが、11月に各町の分担金というのが、金額が11月に見通しが出るというふうにも聞いております。こういう具体的なことになってきますと、本当に私たち議員にも、また住民にもそういうことが知らされないままに進んでいるのかなということがすごく不安なんですけれど。

答弁のほうでは、これから広報とかで、流動的だったので知らせてないけれども、これからは広報などで知らせて報告していくというふうにありますけれども、流動的だからといって何も知らせずに行っていくのかということがすごく疑問に思うんですよ。それで、流動的であったとしてもこういう話が持ち上がってます、今こういう段階です、こういうところまで来てますということは、町民の方々とか議員のほうに知らせる義務はあるんじゃないかと私は思っておりますので、その辺は流動的というような便利な言葉で片づけてしまうのではなく、これからどういうふうにされていこうとしているのか、広報だけでは私は腑に落ちない、納得できないと思います。そこら辺はお答えください。お願いします。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） 1点目、2点目が関連しますので、同時に答えさせていただきます。

きますけれども、消防の統合ということで、2つだけ大きな点があります。1つは、今のサービスを低下させない。幾らかでもサービスを向上に向かっていくということ、これが条件の1つ。それから消防の基準財政需要額の今出している金額見合いを今後拠出していくということでもあります。それ以上の大きな負担を求めないという最低条件は、この2つを基本とされています。でありますので、磯城消防が今後廃止される、なくなるということは考えておりません。それは基本として今の消防体制が維持され、サービスが向上されるという中に入っております。

それから広報の話ですけれども、森議員おっしゃるのも確かに納得できるところでございます。実はこれは私どももそうなんですけれども、奈良県消防広域化協議会においてまだ今の段階で本当に確たるものが決まってないというのが事実でありまして、決まっておりますのは来年10月の総務部門の統合、それからその次の年の無線のデジタル化、それと平成33年に本格的に統合していくということが決まっているだけで、広域消防運営計画等々がまだ本当に出されておきませんので、今議員の皆様方にご説明できるのがここまででございます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして、3番、森議員の質問を打ち切ります。

続きまして、5番、古立議員。

（5番 古立憲昭君 登壇）

○5番（古立憲昭君） 議長のお許しをいただきまして、通告どおり2点質問させていただきます。

まず最初に、本町の橋梁長寿命化計画についてお伺いをいたします。

昨年の東日本大震災や、また昨年から本年にかけての台風、大雨等で河川が氾濫し、各地で橋梁の被害が大きく報じられました。そしてこの橋梁についての保全管理が大きく取り上げられ、今や防災上の問題となってきております。今までこの橋梁の管理があまりされておらず、重大な結果が出てからの対策に依拠しておりました。この橋梁の寿命はおおむね架設後50年と言われ、1960年以降の高度成長期に多くの橋が架設されております。そしてこの50年寿命に該当する橋が多く出てきております。

奈良県においても、昨年橋梁の現状が報告されました。調査の結果、県には1万

526橋の橋梁があり、そのうち県の管理は2,024カ所で全体の19%で、市町村管理は8,286橋で全体の79%、そして架設時期が50年を経過する高齢化橋梁が現在で15%あり、2020年で35%、2030年で60%に達すると報告されております。またこれらの台帳の整備がきちっとされておらず、今後台帳の整備とともに市町村道とあわせて適切な維持管理の実施が必要とされております。

また、県の橋梁（15メートル以上）726カ所についての予防保全型の維持管理を方針としております。県の方針ですね。そしてこの県の方針を少し述べさせていただきますと、現在4点に分けて県が示しております。1つには、現在損傷のない橋梁が200橋、これは5年ごとの定期点検をしていくと。そして2番目、軽微な損傷橋梁が450橋、これは5年以内に定期点検、そして計画的に修繕を実施していくと。3番目に、早急に補修が必要な橋梁、これは76橋あるそうです。それが補修完了まで毎年点検をし、今後5年で対策を完了していくと。そして4番目として耐震補強が必要な橋梁が36橋あり、予防保全を図り、5年で対策を完了するという、このような計画だそうです。

このことから、対策は予防保全と事後保全、そして耐震補強の3点を打ち出しているのが現状でございます。また市町村に対する支援として、市町村職員のスキルアップ、それから垂直補完、いわゆる県が事務を担当していくと、それから農道、林道の橋梁に対する支援が出されております。そして本町においては、田原本町橋梁長寿命化修繕計画がもう既に策定されております。この計画書によると、本町の管理する橋梁は県と同じく高度経済成長期に建設されたものが多く、近い将来急速に高齢化橋梁が増加すると言われております。建設後50年を超過する高齢化橋梁、つまり寿命の橋は20年後には55%を占めると報告され、今後の厳しい財政状況を考えると、安全で安心できる道路橋の確保、コスト削減及び必要予算の平準化をこの計画では述べられておられます。

こういった視点から、この橋梁長寿命化は先ほど少し述べましたが、事が起こってから修理をすればコストが大きいのは必然でございます。しかしこの計画で定期的に点検し、その段階で修繕することにより橋梁の長寿命化につながり、全体的なコスト削減となると述べられております。計画の効果では今後50年間の総事業費は28億円かかるのところ、この計画では4億円ででき、コスト削減効果は86%と

報告されております。このことから、橋梁長寿命化修繕計画を住民の皆様の安心、安全のため、コストから考えてもしっかりと実施していただきたいと思えます。

そこでお伺いをいたします。本町は従来から計画はしっかりとされておりますが、実施計画が若干弱く見受けられますが、この計画を確実に実施していかれるのか、また具体的にはどのように進められていくのかをお聞かせください。

次に2点目として、コンビニにおける証明書等の交付についてお伺いをいたします。

現在一部自治体で実施されているコンビニ受付サービスは、交付業務を委託する自治体が発行する住民基本台帳カードを利用すれば、セブンイレブンの約1万4,000店舗のマルチコピーから住民票の写しや各種税証明書などを入手することができます。このサービスは2013年、来年の春からですが、業界2位のローソンと同じく同4位のサークルKサンクスも参入することになりました。コンビニ交付は2010年の2月から東京都渋谷区、三鷹市及び千葉県市川市で試験的に始まりましたが、総務省の調べでは本年5月の時点で受付業務をセブンイレブンに委託している自治体は46市町村で、本年度中の新規委託も福岡市など11市町村にとどまっております。この普及が進まない要因の1つに、利用できるコンビニがセブンイレブンに限られていることなどが挙げられております。全国的に見ると、セブンイレブンの店舗がない地域があります。本州では青森県と鳥取県の両県及び四国4県、徳島、香川、愛媛、高知ですね、それから沖縄県と計7県にはセブンイレブンの店舗がありません。しかし来春から大手2社が参入してまいります。3社が交付サービスを取り扱うことになると利用可能店舗が全都道府県に広がり、参加自治体も大幅に増加が見込まれ、今後展開が期待されるところです。

さて、このコンビニ交付のサービスの利点ですが、自治体の窓口が開いていない日でも、自治体で時間が異なることがありますが、大体6時半から23時、午後11時までの間証明書を取得することができ、住民が必要なときに都合のいい場所や居住自治体以外にある店舗でも利用でき、自治体にとっては住民サービスを向上させられるほか、窓口業務の軽減、コスト削減の効果にもつながる施策と思われれます。

このように来春から参入企業拡大に伴い、住民サービスの向上のため、そして住

民基本カードの推進と多目的利用の取り組みとあわせて積極的に取り組むべきと思いますが、ご意見をお聞かせください。

以上が一般質問でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

（産業建設部長 高村吉彦君 登壇）

○産業建設部長（高村吉彦君） 5番、古立議員の第1番目、橋梁長寿命化計画についてのご質問にお答えをいたします。

第1点目のご質問でございますが、今回の計画策定におきましては橋長15メートル以上の橋梁40橋について長寿命化計画を策定いたしました。点検方法は目視による点検を基本として、橋台や橋脚等可能な範囲で近接して調査を行いました。点検項目は鉄製の橋の場合、腐食、亀裂、ボルトの脱落、破断等の点検を行います。コンクリート橋につきましてはひび割れ、鉄筋の露出、床版のひび割れ、定着部分の異常等の点検を行います。

その結果、幸い本町の調査対象橋梁は比較的健全な状態が多く、短期に集中して補修が必要な橋梁はございません。しかし今回計画策定した中で、平成27年までに補修が望ましいと判断される橋梁は7橋ございました。その7橋につきましては計画的に補修工事を行い、平成27年を目標に工事完了の計画をしているところでございます。既に調査設計を終えている平野橋、寺川橋につきましては今年度工事着手の計画であり、平成24年度末に完成する予定でございます。

橋梁も定期的に点検し、損傷が軽微な段階で修繕、予防保全することによって長寿命化を図るとともに、修繕費を安価とすること及び予算の平準化が可能となります。橋梁長寿命化修繕事業は安全基準に満たなくなった橋梁を補強して安全を確保する性格のものではなく、一定基準を下回らないよう現状を長期にわたって保持していく取り組みで、同じ橋梁で何回も補修を行う場合も出てきます。このようなことを続けていくことによって耐用年数を延ばし、かけかえ等の財政負担の軽減を目指していくものであり、今後も定期的な調査を継続してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

(住民福祉部長 平井洋一君 登壇)

○住民福祉部長（平井洋一君） 第2番目、住民サービスについてのご質問の第1点目の「コンビニにおける証明書等の交付について」のご質問でございますが、議員お述べのとおり現在セブンイレブンの店舗、マルチコピー機設置店舗において住民基本台帳カードをお持ちの方で、事前にコンビニ交付の利用者登録をされた方は住民票や印鑑証明書等の取得ができます。しかし、これにかかるシステム改修費や維持管理費等もかなり必要であると聞いております。

奈良県では生駒市が平成24年1月よりコンビニ交付を開始されておりますが、コンビニによる証明書の発行状況は、全証明書交付枚数の約10%程度であると聞いております。本町では、住民サービスのため時間外や休日等においては自動交付機による住民票や印鑑証明書を発行しており、総面積21平方キロメートルの本町では現時点でのコンビニ交付は考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） ご答弁ありがとうございます。ちょっと1～2点お聞きしたいことがありますので、質問させていただきます。

先ほどの橋梁長寿命化計画についての件なんですけれども、対象が15メートル以上の橋梁40橋について今回策定されたということなんですけれども、15メートル以下の橋に関してはどのような対策をされていかれるのか、これを1つお聞きしたいのが1点でございます。

それと、コンビニの交付サービスなんですけれども。21平方キロメートルの本町では、ということをおっしゃっておるんですけれども、住民のサービスを考えると21平方キロメートルであろうが何平方キロメートルだろうが、関係ないと思うんですね。コンビニの設置基準というのが大体商圏が500メートルですので、そこらの方が利用されるということですので、よりサービスとしては完璧なサービスになると思うんですね。そう考えると、サービス向上のための一環であるにもかかわらず、考えてないというのは少しおかしいと思うんです。

それと窓口コストもやはり変わってきますし、それとまた自動交付機がされておるといふのを書いておられましたけれども、自動交付機の私が知ってる範囲では、

使用がものすごく少ないんじゃないかなと思っております。それはやはり不便だからですね。やはりコンビニとかそこであるならば、必ず利用回数が増えてくると思いますし、コスト削減にもなると考えておりますので、もう一度その辺のコンビニ交付を考えていないということなんですけども、もう一度その辺を踏まえて回答をよろしく願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（高村吉彦君） お答えをいたします。平成21年度に町内の72カ所の橋梁の現地調査を行っております。それで平成22年度にはその中から、先ほどご説明いたしました15メートル以上の40橋の橋の事業計画を作成していく予定でございます。それとあわせまして、これにつきましては平成26年のころから平成31年に橋梁の再点検を行いまして、補修内容の優先順位の見直しを行い、以降5年ごとに再点検を行って、修理内容や優先順位の見直しを行いながら修繕計画を立てて推進していきたいと考えておるわけでございます。もともと、先ほども言いましたように、72橋全部を一応見ておりますので、それにつきましても5年ぐらいいもう1回見直して進めて行きたいという計画を立てております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） 住民の方々のサービスを考えると、コンビニ交付というのを現在考えていないということはおかしいのではないかとということでございました。今現在私どもでそれにかかります、まず費用という形で、システム改修費用等で約3,300万円ほどかかるであろうと。それから年間の維持管理で約800万円ほどかかるという形のことを聞いてございます。費用対効果等を考えまして、今現在におきましてそれを導入していくというのはいかかなものかという形の考え方をいたしておりますが、将来的な形の中ではそうしたことも視野に入れていかなければならないということは思っております。

それから自動交付機でございますけれども、現在朝の8時30分から夜の8時まで自動交付機を祝日、休日等も含めまして稼働してるわけでございますが、平成23年度の利用件数、利用率でございますけれども、住民票で24.1%の利用がされております。それから印鑑証明で46.7%が自動交付機をご利用いただいております。

という、全体の発行数に対しまして、それだけのご利用をいただいているというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） ありがとうございます。

今の自動交付機の利用率なんですけども、思った以上に結構高い利用があるという事は、窓口よりもむしろコンビニとかあれのほうで利用していただけるんじゃないかという、今思いに達しましたので、今後ぜひとも考えていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

それと橋梁のほうなんですけども、費用対効果とおっしゃられるんですけども、この辺は民間の資金を利用するとか、いろんな今できてますので、ぜひともそこらあたりを考えて検討していただきたいと思えます。

以上です。回答は結構です。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして、5番、古立議員の質問を打ち切ります。

続きまして、11番、松本美也子議員。

（11番 松本美也子君 登壇）

○11番（松本美也子君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

東日本大震災の発生から1年5カ月が過ぎました。今なお、3,000人近い方々が行方不明のままです。改めて心よりお見舞いを申し上げます。さらに、東京電力福島第1原子力発電所事故は美しかったふるさとの風景を一変させて、ふるさとかから多くの人を追い出して、放射能汚染という見えない恐怖をまき散らし、日常の暮らしに暗い影を落としています。日本の再生を加速し、被災地の復興を急がねばなりません。東日本大震災以後、日本各地で巨大地震の可能性を指摘され、ゲリラ豪雨の災害も多く発生しています。奈良県におきましても本町におきましても、最近たびたび大雨洪水警報が発令をされています。また、雑誌等でも家庭や地域でできる防災についての取り組みも特集で紹介されることが多くなりました。本町においてもさらなる防災対策の強化をお願いしたく、再度の質問も含めまして質問をさせていただきます。

- 1、防災会議の委員にすべての部長を入れていただけるのかについて。
- 2、福祉避難所の変更はあるのかについて。
- 3、指定避難所の見直しはあるのか、及び備蓄内容、災害防災機能について。
- 4、要援護者の支援体制における災害時要援護者名簿及び防災福祉マップの活用による支援体制の構築について。
- 5、避難所運営マニュアルの策定について。
- 6、緊急連絡先や必要な支援内容を記載したヘルプカードの作成について。
- 7、防災担当部局（総務）を中心として各部局、関係者との連携強化のための効果的、実質的な防災会議の開催について。
- 8、避難所と地域が連携をした子どもを巻き込んだ実効性のある防災訓練の実施について。

以上8点について担当課のお考えをお聞かせください。

避難所運営マニュアルの策定についての質問に関してですが、三重県地域振興部地震対策チームの避難所運営マニュアルづくりの手引きを参考にさせていただき、補足をさせていただきます。

災害が発生したときに突然避難所に集まった方々で円滑な避難所運営を行うことは困難であり、事前に地域住民の皆様が主体となって避難所運営をどうするかを話し合い、マニュアルにしておくことが必要です。大規模災害の場合には行政担当者も被災するかもしれません。また他の行政担当者も、地域全体の応急対策に専念しなければなりません。住民参加の避難所運営ワークショップで、避難所で起きることをともに話し合うことで、実際に災害が起きたときにどう行動すべきかのイメージを持つこともできます。実際の避難所の施設図面を見ながら話し合います。災害直後、避難所2日目、3週間後等、時期ごとの運営課題も検討します。防災担当者、避難施設の管理者、自主防災会、自治会会長、会員等、地域住民の皆様が参加をして協力し合って避難所運営を考えます。普段おつき合いのない住民同士や、地域の学校の先生や、行政の担当者とも顔見知りになることも大事なことです。自主防災組織の強化を図りながら、モデル地区を設定して早急に真に役立つ避難所運営のマニュアルの策定についての実施をお願いしたいと存じます。

2項目めの質問をさせていただきます。

①、田原本町手話通訳奉仕員養成講座に職員が参加研修をし、窓口対応が手話でできるように育成をお願いしたい。

②、手話通訳奉仕員養成講座及び田原本要約筆記養成講座の出前講座を小学校、中学校に聴覚障がい者等の方との交流、学習の機会をお願いしたいと存じます。担当課のお考えをお聞かせください。

以上で壇上からの質問を終わります。場合によりましては、自席にて質問をさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

（総務部長 松田 明君 登壇）

○総務部長（松田 明君） それでは11番、松本美也子議員の第1番目、防災対策の強化のためについてのご質問にお答えいたします。

第1点目の「防災会議の委員にすべての部長を入れていただけるのか」についてのご質問でございますが、防災会議条例では町長がその部内の職員のうちから指名する者とし、同条第6項により職員数を3名以内としておりますが、次回の見直しには6名以内で変更してまいりたいと考えております。

町地域防災計画を作成する際は、当然のことながら町内各部局がその内容を事前に十分協議、精査し、防災会議に計画案を提出するものです。この計画案につきまして、関係各機関の皆様方に広くご意見をいただくことが重要であると認識しております。

次に第2点目の「福祉避難所の変更はあるのかについて」のご質問でございますが、現在福祉避難所はふれあいセンター、特別養護老人ホーム田原本園、老人保健施設サンライフ田原本の3カ所でございます。今後も災害時要援護者の避難体制を充実させるため、要援護者の避難が可能な施設者と協議を行い、福祉避難所の数の増加に努めてまいります。

次に第3点目の「指定避難所の見直しはあるのか」及び「備蓄内容、災害防災機能について」のご質問ですが、指定避難所につきましては小、中学校、公民館等の公共施設を対象に長期間にわたり避難生活が可能な施設であること、容易に給食、物資を搬送できる場所であることとなっております。現在町内の小、中学校などの指定避難所としては15カ所の公共施設を指定しております。地域防災計画の見直

しの際、指定避難所の見直しも含め検討してまいりたいと考えております。

備蓄内容、災害防災機能につきましてはアルファ一化米、すりおろしりんご、保存水など約3万食の備蓄を行っており、また民間企業等との災害協定の締結により、流通備蓄の充実に努めております。災害発生1日目から食料等の緊急物資の搬送や物流の拠点、備蓄場所の提供を受けることが可能であります。今後もさまざまな角度からの災害協定の締結を行い、災害防災機能の強化に努めてまいります。

次に5点目の「避難所運営マニュアルの策定について」のご質問でございますが、平成21年6月に本町の地域防災計画の見直しを行った際、避難所運営マニュアルを作成しております。本マニュアルの避難所の開設、運営の基本方針の中で、長期間にわたる場合は避難者がともに支え合って自主的に運営する体制とするとしております。避難所の開設、食料の物資の調達を行政が行い、避難所の運営は主として避難者が行うことで生活環境の向上に努めていくものであります。

このようなことから、自治会や自主防災組織の中で避難所の運営について話し合いの場を持ちシミュレーションするなど、実際に災害が発生した場合の具体的な行動を考える機会が重要であると考えております。

次に7点目の「防災担当部局（総務部）を中心として各部局、関係者との連携強化のための効果的、実質的な防災会議の開催について」のご質問でございますが、部署ごとに災害時の対応について検討し、情報の共有、役割などを再認識するため、部長会等及び防災に関する連絡会議を行ってまいりたいと考えております。

次に8点目の「避難所と地域が連携をした子どもを巻き込んだ実効性のある防災訓練の実施について」のご質問でございますが、今回の防災訓練では小学生にバケツリレーや消火器による消火訓練を、また起震車による地震体験や煙中体験を通して災害を身近に感じ、少しでも興味を持たせることで防災意識を高めることができました。児童、生徒には自分たちの地域は自分たちで守るという共助の意識が芽生えるよう、育成に努めてまいりたいと考えております。

次に第2番目、手話通訳要約筆記者の育成についてのご質問にお答えいたします。

第1点目の「田原本町手話通訳奉仕員養成講座に職員が参加研修し、窓口対応が手話でできるように育成をお願いしたい」とのご質問でございますが、現在健康福祉課で実施しております手話奉仕員養成講座は、簡単なあいさつや自己紹介ができ

ることを目標にした入門課程、またレベルアップした内容となる文法の手話学習を目的とした基礎課程を隔年、青垣生涯学習センター公民館視聴覚室で16歳以上の田原本町在住、在勤の方を対象とし、毎週金曜日に開催をしております。

本町といたしましては職員に対し養成講座の周知を図り、また今年度より新たに取り組んでいます職員の自己啓発の意識を喚起し、職員の能力向上を図り、町勢の発展に寄与することを目的とした、職員の自発的な資格取得を助成する制度も活用し、住民サービス向上に努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 平井洋一君 登壇）

○住民福祉部長（平井洋一君） 第1番目、防災対策の強化のためについてのご質問にお答えいたします。

第4点目の「要援護者の支援体制における災害時要援護者名簿及び防災福祉マップの活用による支援体制の構築について」のご質問でございますが、田原本町地域防災計画に基づき、平成23年度において大規模な災害が発生した場合における障がい者やひとり暮らし、高齢者等を安全に避難させるための制度として、田原本町災害時要援護者避難支援プランを策定いたしました。このプランにより要援護者の対象であります重度障がい者、要介護者等から要援護者名簿への登録申請をしていただき、今年度においてはその名簿と町内地図をリンクさせたシステムの構築を進めてまいりました。それと並行して現在災害時要援護者名簿の取り扱いについて、名簿情報の提供先等の取り決めも含めてマニュアルの策定作業を進めているところでございます。今後は、現在町で所有している災害時要援護者名簿の情報を充実させるため、各地域の民生児童委員の皆さんにいまだ名簿登録をされていない要援護者の方々をできるだけ多く拾い上げていただき、実際に災害時に十分活用できる内容にしてまいりたいと考えております。

次に第6番目の「緊急連絡先や必要な支援内容を記載したヘルプカードの作成について」のご質問でございます。

現在障がい者や高齢者などが自宅での急病等に備えて、救急医療情報キットの配付準備を進めているところです。これは障がい者や高齢者などの安全、安心を確保

することを目的にかかりつけ医や持病などの医療情報や診察券、健康保険証などの情報を緊急情報シートに記入し、専用の容器に入れて自宅の冷蔵庫等に保管しておくことで万一の救急時に備えるもので、救急隊員等が駆けつけたときに本人からの聞き取りができない場合でも、救急情報シートを見れば医療情報を確認することで医療機関とも確実な連携ができ、結果として迅速な救急活動を行うことができます。

ヘルプカードにつきましても、緊急連絡先や必要な支援内容などが記載されたカードを携帯し、障がい者等が災害時や日常生活の中で困ったときに周囲の人々に自己の障がいなどへの理解や支援を求めるものです。今後実施市町村の情報を参考に調査、研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（松本宗弘君） 教育部長。

（教育部長 福井良昌君 登壇）

○教育部長（福井良昌君） 第2番目、手話通訳、要約筆記者の育成についての第2点目「手話通訳奉仕員養成講座及び田原本要約筆記養成講座の出前講座を小学校、中学校に聴覚障がい者等の方々との交流、学習の機会をお願いしたい」とのご質問にお答えいたします。

現在小、中学校における福祉教育の充実を図っていくために、教育と福祉が連携を密にし、活発かつ効果的な推進方策を協議するため教育委員会、町社会福祉協議会及び全学校長が参画する田原本町福祉教育推進協議会と現場教諭を主構成とする連絡会を平成22年4月より設置しております。この町福祉教育推進協議会が推進役になり、各小、中学校では手話、車いす、アイマスク体験、福祉施設との交流など、さまざまな福祉体験学習を実施しているところでございます。今後とも教育と福祉が連携、協働する取り組みをより一層推進してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 11番、松本美也子議員。

○11番（松本美也子君） ご答弁ありがとうございました。

まず1点目なんですけど、各部長を入れていただけるということで理解しているんですね。再度お願いします。

それと2点目ですけども、増加に向けて見直しを図るということでもいいのかとい

うことで、再度確認をさせていただきたいと思います。

それと3点目です。この現在の15カ所の指定の避難所の見直しということで、もう一度今の15カ所の避難所でいいのかということで、もう一度再度見直しをしていただいて、変わることもあり得ることなのかというのを再度お聞きしたいです。

それと備蓄に関しては今協定もしてということで、締結もしてということでお答えしていただきました。災害防災機能の強化に努めてまいりますということで、具体的に言っていないので、もう一度お願いをしたいと思います。

避難所運営のマニュアルの策定なんですけども、「平成21年6月に本町の地域防災計画の見直しを行った際、避難所運営マニュアルを作成しております」とあります。確かに開設、運営に関してはここに書いてくださっております。これは本当にマニュアルなのか、計画ではないのか。マニュアルっていうのを日本語で「手引き書」ということで「取扱説明書」とも言って、状況に応じてどのようにすべきか示したものという。ここの内容は計画ではありますけど、避難所運営マニュアルと少し違うのじゃないかというのと、私の一般質問の質問を出させていただいたときに、町長始め皆さんに三重県の地域振興部地震対策チームというのを配らせていただきました。ここはまさに具体的にマニュアルづくりについての手順が、わかりやすく説明をしていただいております。この答弁の中に、「長期間にわたる場合は避難者がともに支え合って自主的に運営する体制とする」としています。確かにこの計画の中にはそういうふうにかかれております。私が出させていただいた質問を本当に読んでいただいているのかという、この質問のところに私はこのように書かせていただいています。「避難所運営マニュアルの策定についての質問に関してですが」、中略させていただきます、「災害が発生したときに、突然避難所に集まった方々で円滑な避難所運営を行うことは困難であり、事前に地域住民の皆様が主体となって避難所運営をどうするかを話し合い、マニュアルにしておくことが必要です」と書かせていただいています。その後、「住民参加の避難所運営ワークショップで避難所で起きることをともに話し合うことで、実際に災害が起きたときにどう行動すべきかのイメージを持つことができます」と。災害直後どうするか、それから避難所2日目にどうするか、3週間後と時期ごとの運営課題も検討していかなくてはな

りません。本当にこのマニュアルをつくってるというこの計画ですけども、この計画は住民参加で計画されたのか、このマニュアル作成でどう生かされてるのか、この計画書に書かれてるだけだと思うんですね。

これが実際に、本当に住民参加の避難所運営マニュアルにしておかないと、これのとおり説明して、間に合わないと思うんですね。それと私何度も質問の中で、前回もその前もですけど、住民が中心になってこの防災、減災の体制を考えていただくという、それでないと自助、共助にならないと思うんです。計画書はできてる、ハザードマップはできてる、いろんな計画書は全部網羅されて、田原本町はきちんとつくっていただいています。でも実際にこれが災害が起きたときにすぐに行動できるかどうかというのが、今後の課題になってると思います。だからこそ、この避難所運営マニュアルをしっかり策定していただければ、自主防災組織も組織ができるだけではなくて、ここに参加をして生きてきます。だから平成25年以降に、もう一度見直しの防災計画をつくられると聞き及んでおります。私はモデルを3カ所ぐらい、避難所運営マニュアルをつくるモデルをしていただいて、そこで出てきた意見を集約した形で平成25年以降に本町でもう一度東日本の災害を教訓にした計画づくりになろうかと思えます。その皆さんの声を上げて、実際に有効になるマニュアルづくりをもう一度考えていただきたいと思っております。

それから7点目はお願いしたとおり、防災会議の開催をしていただけるということで理解をしいんですね。もう一度確認をさせていただきます。

この8点目の件なんですけど、私は1週間前に質問を出させていただいて、「避難所と地域が連携をした子どもを巻き込んだ実効性のある防災訓練の実施についてのご質問でございます」って書いてます。これは実際にこの間、田原本町の防災訓練もしていただきました。子どもたちがバケツリレーもしていただきましたし、消火訓練も実際に大人の人と地域の人と一緒にしていただきました。これはこれで大事なことだと思うんですけど、私が質問してるのは避難所と地域が連携をしたっていうのは、例えばうちは生涯学習センターに避難をします。生涯学習センターに避難するとなってる地域の阪手の人たち、代表の人たちと一緒に、その生涯学習センターに避難するときどの道を通ってどうするのかって、子どもも本当に自分たちがその地域は、自分がどこへ避難するかっていうのも学校で本当に教えてもらって

るかっていうこと。一緒に訓練をすることで小学校1年生の子どもの足、それから小学校6年生の子どもたちがどういう、本当に足の速さも違いますし、お母さんがいないときに、じゃあ隣のおじさんと一緒に逃げるのかっていう訓練を実際にしないと、いざっていうときに混乱をすると思います。これを聞いているのにこの答弁なので、ちょっと私はもう一度再度、この件についてきちんと答弁をいただきたいと思います。

それと「児童、生徒には自分たちの地域は自分たちで守るという共助の意識が芽生えるよう育成に努めてまいりたいと考えております」とおっしゃってくださってるんですけども、バケツリレーもそうですけど、今一番大事なのは災害や事故を避ける一番の方法は、早く安全なところへ逃げることに、逃げることで生き延びることです。災害が起こったときにとるべき行動をできるだけ、今申しましたように日常生活において習慣化しておかないといけないと思うので、質問をさせていただきました。この件に関して再度答弁をお願いしたいと思います。

それと2番目の手話通訳、要約筆記者の育成についての質問ですけども、ここに書いてくださってるように「資格取得を助成する制度を活用する」ということで、職員の方に手話通訳の育成をしていただけるということでいいのかなど、もう一回確認をさせていただきます。

それと、要援護者の支援体制における災害時の要援護者名簿及び防災福祉マップの活用による支援体制の構築ですけども、今防災マップもつくってくださってますし、こういう手挙げ方式で支援体制の名簿づくりもしてくださってるところは聞き及んでおります。それを実際に、じゃあスムーズにこの人たちが避難できるようにするところまでどういうふうにご検討されているのかというのを、もう一度お尋ねをしたいと思います。

ヘルプカードについては「調査、研究してまいりたいと考えております」ということでおっしゃってくださってるので、期待をします。このカードは聴覚障がい者や内部障がい者、知的障がい者など一見障がい者とわからない方が周囲に支援を求める際に有効で役に立つと思いますし、また外国人の方が本当にいざというときに日本人に援助を求める際の会話集とか、外国人の相談窓口の案内とか、災害時の伝言ダイヤルの使い方とかいうのを明記した本当に定期券サイズのもので、こ

ういう障がいのある方たちが災害の救助、支援から漏れないように、もう一度考えておりますとおっしゃってくださってるので、前向きに考えていただいているとして期待をさせていただきます。よろしくお願いします。

最後なんですけども、教育部長からお答えいただきました田原本町福祉教育推進協議会と現場教諭を主構成とする連絡会を設置をして、町福祉教育推進協議会が推進役になり、いろいろ手話とか車いす、アイマスクの体験、福祉施設の交流など体験学習をやっていただいているようなんですけど、ここに要約筆記、OHPの要約筆記の出前講座も入れていただいて、体験していただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（松田 明君） それではお答えいたします。まず第1点目でございます、各部長を入れるかということでございますけども、一応次回の見直しにつきましては各部長入れる予定をしております。

2点目の福祉避難所の増加でございますけども、現在今3カ所しかございません。しかし、今年2カ所の避難所ができております。西竹田では養護特別老人ホームしきの郷、そして宮古では一応介護老人保健施設のぬくもりの郷、この2カ所を計画を予定しておるところでございます。

そして次の3点目の避難所の見直しでございますけども、避難所の見直しにつきましても、一応、平成25年、防災計画を策定するに当たりましては、新しくつくる予定もしております。今現在保健センター、もう今向こうへ変わっておりますので、今の社会福祉協議会が入ってます場所も、それから今新しく健康づくりのほうにいておりますところも一応考えておりますので、増加のほうを考えております。

次4点目でございます。4点目の災害の防災機能の強化についてでございますけども、この分につきましては先ほど申し上げましたように災害発生1日目から救援物資の搬送や物流の拠点、いろいろと田原本にも新しく企業ができておりますので、そのところとも協議しながら、早急なことをできるように各関係とも十分協議していきたいと考えております。

続きまして5点目のマニュアルでございます。確かに田原本町が平成21年6月

につくりましたマニュアルにつきましては、議員おっしゃるとおりでございますけど、議員がおっしゃってます三重県のほうで一応参考にいただいておりますので、これの分につきましては平成25年の見直しの際にも十分協議して、もう一度つくり直すべきか協議していきたいと考えております。

8点目ですけども、子どもさんの協議でございます。今回につきましては新たな計画で子どもさんを一応バケツリレー、それとかいろいろな形で体験していただくということで参加をお願いしたわけでございます。次回の訓練につきましても十分学校関係、いろんなどころもございますので協議して訓練、総合防災訓練もしていきたいと考えております。

最後に2点目でございます、2番目の手話通訳でございます。この分につきましては十分、私ども今年から新たな取り組みといたしまして、職員の自己啓発で意欲のある職員については手話通訳も、もちろんその中の1つでございます。職員にできるだけ参加していただければ、募集をかけているところでございますので、十分この制度につきましても手話通訳も1つの中と考えております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） それでは4点目の要援護者名簿につきまして、どのように今後活用していくのかというようなことでございます。

今現在、災害時要援護者支援プランというのを作成させていただきました。この要援護者支援プランのところに登録をしていく対象者というのを定めております。この中で今現在身体障がい者1～2級以上の方、それから知的障がい者の方でありますとか、要介護3以上の方につきまして登録を申請をしていただいているところでございます。今後、今月の末なんですけれども、民生委員さんのご協力を得まして、ひとり暮らしの高齢者の方でありますとか、高齢者だけの住まいでありますとか、昼間独居でありますとか、そのような方々の洗い出しと言いますか、掘り起こしを民生委員さんをお願いをしていきたいと考えております。そしていま整備いたしましたこうした形の名簿を民生委員さんのほうにお渡しさせていただきました、中身の充実等も含めてお願いをしていきたいと、そしてある程度きちとしたものをつくりあげまして、関係課とも十分協議をしながら各自治体でありますとか、防災組

織でありますとか、そうしたところにどういう形でどうおろしていくのかということを進めて行きたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 教育部長。

○教育部長（福井良昌君） 手話通訳並びに養成講座の出前講座でございますが、町の福祉教育推進協議会に提案してまいりたいと考えております。

○議長（松本宗弘君） 11番、松本美也子議員。

○11番（松本美也子君） ありがとうございます。

もう一度だけ確認をさせていただきたいんですけど、この避難所と地域が連携をした子どもを巻き込んだ実効性のある防災訓練の実施は今後やっていただけるといことですね、というのをもう一度確認をさせていただきたいのと。

それと、もうここであれですけども、災害防災機能というのはハード面の話なんですけども、もう答弁結構ですので、災害防災機能についてもさらに今より充実をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。1点だけ。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（松田 明君） お答えいたします。子どもを巻き込んだ実効性のある防災訓練の実施についてでございます。

これは先ほど申し上げましたように教育委員会とも学校関係とも協議しながら、していく方向で考えていきたいと考えております。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして、11番、松本美也子議員の質問を打ち切ります。

これをもちまして一般質問を打ち切ります。

総括質疑（報第10号より認第1号の7議案について）

○議長（松本宗弘君） 続きまして今期定例会に一括上程いたしました報第10号、平成24年度田原本町一般会計補正予算（第3号）より認第1号、平成23年度田原本町各会計歳入歳出決算の認定についてまでの7議案について、去る3日に行われました町長の提案理由の説明に対し総括質疑を許します。質疑ありませんか。

9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それでは説明を求めるといふ形になると思いますが、質問します。

まず報第10号、一般会計補正予算（第3号）ですけれども、900万円の補正額で内容はポリオの不活化ワクチン、この9月から導入されるということで対応するために専決処分されたということだと思います。

今後、ポリオのワクチンはどういう形で接種していくと予定されているのかと、それとこの間生ワクチンを避けておられた方も、今回9月からは毎月1回保健センターで受けれるという形になると聞いてますので、その点ではたくさんの方が来れるんじゃないかと、そのときの問題点と対応というところを説明してください。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） 不活化のポリオワクチンにつきましては、不活化ポリオワクチンの接種というのは1期初回としまして20日から56日の間隔を開けて3回接種、それから1期追加接種として初回終了から6カ月以上の間隔をおいて1回接種するというような形の4回接種するという形になってございます。

本年度では1期初回が対象となりますので、全く受けておられない方も3回を今年度で受けられるという形になります。接種の方法といたしましては、個別接種と集団接種がありますが、本町の医師会と協議をさせていただきまして、結果集団接種で実施をすることになりました。今後の予定といたしましては、9月から3月までの毎月実施をする予定をいたしております。これにつきましては対象者への通知につきまして個別通知をさせていただいておりますのと、それから町広報紙やホームページでも掲載させていただいております。9月の広報に、日程も含めまして載せさせていただいております。これから6カ月の間におきまして10回そうした集団接種を実施をしていくと考えてございます。（「問題点は」と吉田議員呼ぶ）

問題点につきましては医師会で集団接種をしていただくということで、問題はないと考えております。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） あのね、部長は全然実態をご存じないです。やっぱり遠いところへ離れたらわからないのかな、残念ながら。1つ聞きますよ。田原本町は集団接種だけなんですか。違うでしょう。県外では個別接種ができるんでしょう。

それと一番担当課が心配してるのは、あの保健センターには待合室がないと。接種するときに待ってもらえる場所がないと、どうしようかと一番悩んでるんですよ。

そんなことも聞いてないんですか。どう対応されるんですか。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） 今集団接種という形の中で申し上げましたが、部分的な形の中では町外で受けられる、つまり町外に自分のかかりつけ医を持っておられる方、そういうような形につきましては個別接種という形のものも例外的な形の中で予算化いたしております。それにつきましては、町外で受けられる部分につきましては個別接種という形になります。町内で集団接種と個別接種というのがあります。

それから場所的な形の問題をおっしゃっているかと思いますが、それにつきましては通知関係、それから場所も約100人以上の方がお待ちいただくことは可能と考えておりますので、その辺のところは十分工夫をしながら実施をしてまいりたいと考えます。

○議長（松本宗弘君） 待合室がないとか言ってるのは、待合室はあるのか。言っただけでください。

○住民福祉部長（平井洋一君） 待合室につきましては一番奥の部屋につきまして、待合室は十分あると認識しております。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） よく現課と話をしてください。現課では、たくさん来られたら待合がないから、3階の部屋を利用してもらおうかなという話もされてます。ただ3階へ行った場合は、保健センターの外へ出てエレベーターを使わないといけません。冬場の寒いときに小さい子どもさんを連れてそんなところへ行かせるわけにはいかないから、どうしようって悩んでるわけです。まだできて1年の保健センターですけども、大変使いにくいというのが現課の私は声だと思ってます。やっぱりその点では実際にどうなんですかと、部長、職員だから呼びつけてもよろしいけど、それよりも現場を見に行かれて本当に待合室がいけるかどうか、そこも入れて検討しないといけないんじゃないかなと思いますけど、足を運ぶつもりはありますか。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） 十分足を運んでるつもりでございますし、その場所的な形の中では対処できると考えております。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それでは、もっと軽く済ませるはずだったんですけども。

議第33号です。これも説明を求めるだけでいけるかなと思うんですけども、7ページの高齢福祉費と消耗品60万円の購入と。医療情報キット、先ほど松本美也子議員のときに答弁にも入ってたと思いますけども、プラスチックの筒に入れた医療情報、それを冷蔵庫の中に保管しておいたら救急車等で対応するときに既往症とか、かかっておられる担当医とかがわかりやすいというものだと思いますけども、それを2,000個用意されたんですかね。その辺どういうふうに配付、活用されるのかというところを教えてください。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） 医療情報キットにつきましては、連絡先や病歴を書き込んだ筒状のカプセルを冷蔵庫に保管していただいて、緊急時において救急活動に役立てるものでございます。議員おっしゃっていただいたとおりでございます。配付を予定しておりますのは、ひとり暮らし高齢者や高齢者だけの世帯、昼間の独居等の家庭に配付する予定をいたしております。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それでひとり暮らし世帯、高齢世帯と日中独居世帯という話でしたかな。これは2,000個で足りるんですか。そこをちょっと教えてください。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） 一応1,600～1,700戸がございまして。そこにプラスアルファいたしまして約300～400個の予備を見ております。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それでは次へ行きますね。

7ページの商工費、商工振興対策費、135万円ですけれども、これは町長の説明はやすまるさんプレミアム商品券と。奈良市は1万円で1,500円つくと、1万1,500円、田原本はいくらつくのかと。町が皆出してあげるのかなと期待を

するわけですが、その辺とどのくらいの規模を発行すると、商工会がされるんですけれども、町が援助するのかと、大まかな説明をお願いします。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（高村吉彦君） 概要を説明させていただきます。

実施主体につきましては田原本町商工会でございます。事業名につきましては地域消費拡大事業ということで、商工会が考えておられます。目的につきましては町外への購買力流出の防止、消費者の購買意欲の向上、町内事業所の売上向上と地域経済、商店街活性化ということで考えておられます。商品名につきましては「やすまるさんプレミアム商品券」という券でございます。販売冊数につきましては9,000冊、商品の販売価格につきましては9,000万円でございます。商品発行総額につきましては9,900万円、商品券額面額は1,000円でございます。商品券1冊につきまして1万円で、商品券1万1,000円で商品券11枚分の販売となっております。購入限度額につきましては1人5冊までということになっております。販売対象者は制限なしということでございます。販売場所は田原本町商工会、販売予定日は平成24年10月27日土曜日からということでございます。売り切れ次第完売ということでございます。商品券の使用期限につきましては平成24年10月27日から平成25年1月31日までということでございます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それでは、1万円で1,000円つくということですね。1万1,000円で135万円でしたら、1,000円足りませんよね。その辺の内訳、もう公表できますよね。

それと、以前も商品券を発行されてると思いますけども、そのときの最終的な支払いと言いますか、いくらか利用されない分も出てくるんじゃないかと思うんです。今だったら1月31日までの期限ですので、2月から使えないということですけど、その場合はどう考えておられるのか。やっぱり期限が切れたらもうただの紙切れですよになるのか、そこを前回の分がどのくらい残って、今回はどうされるかというところも2点説明をお願いします。

○議長（松本宗弘君） 前回の資料はあるの。産業建設部長。

○産業建設部長（高村吉彦君） はい。

内訳でございますけども、プレミアム商品券総額9,000万円に対しまして、プレミアム率及びプレミアム額が10%でございますので900万円でございます。プレミアム商品券の発行枚数は9,900万円、そのプレミアム券の負担金の内訳でございます。これにつきましては奈良県分が450万円、5%、田原本町分担金が135万円、1.5%、田原本町商工会分担金が135万円、1.5%、事業所負担金が180万円、2%ということで、全部で900万円の状況でございます。10%でございます。

それと先ほどでございますけど、前のプレミアム券の発行でございますけども、予算額は9,900万円ございました。決算額につきましては9,889万8,000円ということで、99.89%でございます。あと残りにつきましては未換金となっておりますので、期限が切れましてそれで終わりということでございます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 最後にちょっと参考に聞きたいんですけども、奈良市が発行しましたよね。で、田原本が発行しますよね。県内ではほかはそういう予定をされてるのかというところでは、ご存じの情報がありますか。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（高村吉彦君） 今のところ私どもでは奈良市と田原本町のところでやるのと、私とこの2カ所しか今確認をとっておりません。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） そしたら、せっかく県内に2つしかないんだったら頑張ってもらっていただきたいなと思います。

次、議第35号。

○議長（松本宗弘君） どうぞ続けてください。議第35号へ行ってください。郡山あるらしいですわ。議第35号へ行ってください。

○9番（吉田容工君） 郡山ありますか。

議第35号で、これは先ほど私の一般質問と重なる部分があるんですけども、歳出で総務管理費で改修等工事費と、これは今の社会福祉協議会の受付を座ってでもできるようにローカウンターにするという施策だと思うんです。その点ではいろんな地域包括支援センターとの兼ね合いで出てきてるんだと思うんですけども。その点ではそこの仕事、先ほども一部話がありましたけども、総合相談窓口とするんだという話を聞いてますので、社協にはどういう仕事を具体的に頼まれるのかということを知りたいんです。説明できますか。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） ご説明させていただきます。

社会福祉協議会におきましては総合相談支援事業といたしまして地域の高齢者の相談を受け、さまざまな整備や支援を活用したサービスを受けられるように支援していく総合相談でありますとか、支援事業をさせていただきます。それから虐待防止でありますとか権利擁護等ということで、成年後見人制度とか活用支援や虐待の早期発見とか、そうした関係の支援をしていただきます。

それから介護予防のケアマネジメント事業ということで、町で行います介護予防事業対象者のマネジメント及び要支援1、2の対象者への介護予防給付を効果的に行うためのケアマネジメントを行っていただきます。包括的継続ケアマネジメント支援事業ということで、介護予防から介護、医療から介護、在宅、地域、施設、病院との連携等の継続支援のための調整ケアマネジャー支援というような形のことを行っていただきます。そうした形の事業を行っていただくのが包括支援センターということで、委託をするということでございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 私の理解している地域包括支援センターなんですけども4つ業務がありまして、1つは高齢者の総合相談ですよね。2つ目が要支援者に対するケアプランの作成ですよね。3つ目が悪徳商法など被害防止と対応、それから高齢者虐待、権利擁護事業、これで3つです。4つ目がケアマネジャーの研修とかネットワークづくりというところなんですけども、これは今の説明からすると全部入るのかな、入らないのかなと微妙なところがあるんですけども、全部入るんですか。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） ケアマネジャーさんへのそうした形の研修でありますとか、困難事例関係に対する支援でありますとか、そういう形も入ってまいります。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 確認ですけども、言い換えれば地域包括支援センターの一部を移転するんじゃなくて、地域包括支援センターを全部社協へ持っていくということですね。確認だけします。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） 包括支援センター機能は持ってまいります。

○議長（松本宗弘君） はい、吉田議員。

○9番（吉田容工君） そしたら、その次の基金のところでお伺いします。

一応基金への追加の積み立てが2,000万円と、それまでに積み立ててる分が1,700万円ありますので、3,800万円の基金残があると。これは今年度平成24年、平成25年、平成26年の第5期の介護保険の計画と比べて順調に行ってるのか、それとも足りないのかというところをちょっと確認したいんですけれども、数字的なものですが、よろしくお願いします。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） 今回の基金の積み立てということで2,000万円という形を議案の中にも出させていただいてるわけですが、当初介護保険の第5期計画を策定いたしますときにこの基金から取り崩しまして、それも保険料にあてる形の中で予定をいたしておりました金額がございます。それと比較をいたしますと、800万円ほど少なくなっているというような形でございます。これは平成23年度におきまして、もう少し給付のほうを抑えられるんじゃないかと思っておりましたけども、給付が800万円ほどという全体的な形の中でニーズがそれぐらいになりましたので、800万円が当初の5期計画とは食い違っております。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） あのですね、そういう800万円足りなかったということですが、なぜ足りなかったのかという、給付が予定より多かったという説明なんで

すけど、それは本当かなと。例えば、調整交付金が3月に入ってきたんですかね。もともと平成23年度に予定してたのは、計画では7,180万円調整交付金が入ってくるという予定だったのが、実際には6,400万円になりましたよという説明をこの前聞いたんです。これ、差額は780万円と、ほぼ800万円という数字になるんですね。言ってみたら、国から来るはずのお金が予定より少なかったのと違うかなと思うんですね。それで、先ほど部長は力説されてまして、国からは20%であと5%調整交付金ですよ。去年は3.7いくらかっておっしゃったような気がするんですけども、じゃなくて実際は3.475%ですかね。そこちょっと先ほどは3.7いくらかとおっしゃったような気もしますが、その辺の支給額というのはどのくらいであるのかということもあわせて答弁願います。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） 調整交付金とは先ほど説明をさせていただいたわけでございますけども、後期高齢者の数でありますとか、その1号被保険者の所得状況によって変わってくるということでございます。平均が5%ということで、これを田原本町にどれだけの調整交付金を交付するのかという形のことにつきましては、介護保険というのは3年間、今5期を策定いたしましたけれども、平成24年、平成25年、平成26年の3年間の保険料を算出するわけでございますけども、今おっしゃってます3.78%なんですけども、それは前回平成21年、平成22年、平成23年の第4期計画の調整交付金が入ってくる予定と、予定と言いますか、介護保険料を算出するための計算式、国のほうからそういう形のソフト自体が出てくるわけなんですけども、そこに入れていくのには、例えば平成21年に作成をしておりますので、平成20年の何月の時点の数値を入れなさいとなっております。そこでその3年間の調整交付金の予定率というのが出てまいります。それが3.78%、つまり3年間は3.78%という形での予定率を計算しておるわけでございます。しかし実際のところはその年度、年度で実質の調整交付金というのが交付されます。予定率はこうけども、この年度でそれをもう一度計算をしておして調整交付金というのが入ってまいります。ちなみに申しますと、平成21年度が3.78%が予定率でしたが、交付率が3.83%ということで、当初よりは増えておりました。次の平成22年が3.78の予定率が3.70%、平成23年が3.78%の予定

率が交付割合が3.48%だったということでございます。だから年度、年度での実績に基づいた形の中でおりてまいります。その辺のところでは若干食い違ったということでございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） そしたら平成23年度予定は約800万円足りなかったと、調整交付金がね、予定よりもね。その分基金積み立てが減ったのと違いますか。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） いろんな形の考え方ができようかと思えます。基本的には給付が少なければそうした形の分については足りたわけですし、予測という形の中でしておりましたが、その分が現実として800万円が足りなくなったと。それは給付が多かったのか、基本的には調整交付金が思ったより少なかったのか、両方に要因があろうかと思えます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） あんまりこれ以上聞きませんけどね。何か今から、最初は保険給付が多かったから積み立てが予定にいかなかったと説明があつて、今は保険給付が多かったからなつたのか、調整交付金が影響したのかわからないと。要するに、なぜこうなつたか原因はご存じないということだと理解しておきます。それ以上聞いてもわからないだろうと思えますので。

その点では、大変議員としても、住民としても不安な行政運営をやっておられるのかなという気がします。何しろ結果こうですよとしか教えてもらえないということに感じるわけです。

次にちょっと行きますけども、次の償還金等が574万円4,000円発生するという事です。これは地域支援事業費の関係で不要となった分を返還するという事だと聞いてるんです。その点では、これが正しいかちょっと教えてくださいね。

それから地域支援事業が予定してた分が全部できなかったのかということも心配になりますので、その辺の地域支援事業がどれだけ充実してやってるのかと、それとも思ったほどできなかったのかというところを知りたいんですけども、答弁できますか。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） 地域支援事業は、当初予定しておりました分につきましてはすべてを実施をいたしております。いろんな形の中で委託事業等もございますので、その辺のところの入札残でありますとか、その部分が生じてまいりまして、当初思ってたよりもかからなかったということでございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それでは一応そうしておきましょうか。

議第36号ですね、下水道条例の一部を改正する条例ということで、改正するといっても、下水道使用料を下げるということではなくて、上げるという提案がされてます。その点では住民の皆さんには負担が増えると。私は行政が住民の皆さんに負担を増やすに当たっては、それ相当の覚悟がないといかんのかなと思うわけですね。その点では、提案理由では大変簡単に書かれていると。何と言われたかということ、管理等に要する費用を可能な限り使用料収入で賄いたいと。足りない分は一般会計から出すけれども、あなた方皆払いなさいという提案でして、これは下水道使用料値上げをお願いするんじゃなくて、このぐらいだったら負担しなさいという姿勢に映るんですね。その点では、何でこの下水道使用料を上げるのかということが全く述べられてないんですよ。これは提案理由じゃなくて、そうしますという宣言ですよ。この点がやっぱり住民の皆さんに納得してもらうような値上げの理由ですね、特に奈良県で今一番高い下水道使用料が1立米当たり130円、天理市が一番高いようですが、それと同じになるわけですね。田原本町は奈良県で一番高い下水道使用料になると、それだけ負担をするわけです。税金以外に負担をするわけですから、その辺をなぜ奈良県で一番高い下水道使用料にするのかという理由を教えてください。

○議長（松本宗弘君） 上下水道部長。

○上下水道部長（取田弘之君） 吉田議員の、なぜ値上げをするのかということでございます。

2番目の後から質問される部分もございますので関連いたしますけども、まずいろんな背景がございまして、まず使用料収入の伸びの鈍化というのがございます。平成20年度から平成23年度の使用料収入の決算額、これは伸びが年5.7%、

2. 6%、1. 1%と、年々鈍化しておると。これにつきましては吉田議員始め各議員さん方ご承知のとおり住民の節水意識の向上、そして景気の低迷など、もろもろの原因が考えられますが、最大の原因はまずやっぱり節水機器の普及にあると考えられます。過去の水洗便所の洗浄水の量、現在の便器の洗浄水の量では比較にならないほど減少しておるといふ実態もございます。また、住民の高齢化というのも1つの原因じゃないかなと。お年を召した方が使用する水の量が若い方が使う水の量よりも少ないというのも、1つの原因であろうかなと。

今回新たに基本使用料制ということを導入させていただくということで、ご提案させていただいております。これは従来から景気の動向や天候によって上下しておりました使用料を、安定的な財源として確保させていただきたいというのが私どもの思いでございます。そういうことから提案理由にも述べさせていただいておりますとおりでございますが、一般会計からの基準外の繰入金というのがまた今後も増大するというので、なるべく一般会計の繰入金を多くしない、減少していきたいと、こういうことで受益者負担の原則に基づき長期的な経営の安定化と負担の不公平性を生じさせないよう、使用料の適正化というのが求められておりますので、こういう観点から全体を踏まえて、今回平成20年改定させていただきました分を今度平成25年4月1日の使用分から改定させていただくということでご理解をいただきたいと考えております。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 3つ質問するって通告してましたね。しないといけませんね。今の答弁は2つ理由おっしゃったんですよ、私の理解ではね。1つは使用料収入の伸びの鈍化とおっしゃいましたよね。もう1つが基準外繰入を減らしたい、この2つですね、今おっしゃったのは。そんなことが本当にそれで住民の皆さんに理解されるのかなと。特に値上げをすると、それは当たり前のように節水されますよ。それしか方法はないですから、今までの料金でしようと思ったら。ですから今回値上げをもししたとしても、節水は絶対されます。節水が悪いかと言ったら、悪くないですよ。限りある資源を大事に使うということですから、節水してはいけないという立場は町にはないはずですよ。節水されることはいいことをされてるということですよ。これがけしからんと、節水するから、収入が少ないから上げると、節水さ

れたことを怒っておられるような感じですね。それがちょっとおかしいですよ。節水はいいことでしょう。水道部へ行っても節水しましょうって貼ってますでしょう、部長のところ。貼ってませんか。無駄遣いしましょうって書いてますか。書いてませんか。

それと使用料が減ったとありますけども、使用料だけじゃないですね、減ったのは。言ってみれば、コストも減ってるんですよ。特に部長から出しておられる資料によりますと、ちょっとなかなか出てこないんですけども、一般会計からの繰り入れの予定も減ってるでしょう、当初の予定からすると。おかしいですよ。一般会計からの繰り入れが当初予定より増えてるとなったら、大変なことだと、そうなるのは当たり前かも知れませんよ。でもね、維持費も下がってるし、それから使用料収入も下がってますけども、一般会計からの繰り入れも予定を下回ってるんですよ。なぜそれが値上げになるのかと。2番目の基準外繰入を減らしたいとおっしゃいましたでしょう。予定よりも少ないじゃないですか。減ってるじゃないですか。どこにその理由があるんですか。

それでせつかく通告してますので、ほかのことも聞いておきます。一般会計の繰り入れが多いとおっしゃる。なぜ多いのかというところの根拠ですね。それと地方公営企業法と一般会計とどう違ってくるのかと、このところをちょっと答弁願います。

○議長（松本宗弘君） 上下水道部長。

○上下水道部長（取田弘之君） まず最初のご質問の、一般会計からの繰り入れが多い理由ということでございますが、下水道事業、ご存じのとおり生活環境の向上なり、公共用水域の水質保全、健全な水環境の確保等幅広く住民の生活に重要な役割を担っております。こういう社会基盤の1つとして強化、推進することが強く求められてきました。建設計画着手来、できるだけ早期に住民の方々に整備の効果を具現化するため集中的に、重点的に整備してきた動向というのは事実でございます。その財源といたしまして後年度において受益を受ける人々にその負担を求めると、こういう性格でございます地方債というものがございます。当然下水道事業は地方債がなくてはならないということもございます。これが大きいということでございますが、近年世代間負担の公平化のための資本費平準化債や低利債の借りかえと、

こういうことも実施するなど経営努力を行ってきたわけですが、地方債償還額が整備進捗とともにやっぱり増加いたしました。そして基準内繰入として地方債償還の2分の1を1つのルールとして、その分が増加した原因でございます。ただ、議員おっしゃってる繰入額が若干減ってきたと言われますが、今後もシミュレーションした段階ではやはり一般会計に及ぼす影響が大きいと、こういう判断をいたしております。

また先ほどの節水の問題でございますが、これは先ほど背景、今の背景として述べたものでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 値上げの理由がないじゃないですか。それよりも私はもう1つ聞いてますよ。地方公営企業法だから、それを答えてもらわないと、私が3回目の質問になるじゃないですか。

○議長（松本宗弘君） 上下水道部長。

○上下水道部長（取田弘之君） 3点目の質問ということで、地方公営企業法と一般会計とどう違うのかということでございますけども。地方公営企業法適用と官公庁会計ということでこういう質問でございますが、公営企業では企業会計の原則、これに基づきまして独立採算方式で行うと、これが大前提としております。その事業により受益を受ける者の費用負担を原則に事業を展開すると、これが公営企業会計の基本でございます。一般会計につきましては広く住民の所得やそういう資産保有状況をとらえたそういう税等によって収入を図り、その財源をもって住民すべての健康で文化的な生活を営むと。そのための施策全般にわたる事業を推進するという部分でございます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 地方公営企業法に基づく企業に下水道会計を変えるということが前提ですね。これは違いますか、この値上げというのは。特に今回の町長の提案理由は全くそれは触れられていませんけども、以前いただきました下水道使用料改定の案には、上水道同様独立採算することになりますと。そのため、本来下水道使用料に負担してはならない基準外繰入額を減額しておく必要がありますと書いて

あるから、そうだと思うんです。そんな話を今全然されなかったの、とぼけてるのかなと思いますけども。この通達が平成18年に出されたんでしょ。下水道会計を公営企業会計にする方向に持っていきなさいと。それから6年ですわ。6年間何をしていたのかなということですね。地方公営企業法にのるためには、歳入を利用者からもらう、これだけが地方公営企業法じゃないんですよ。どうお金を使うか、どこまでお金を使うか、それも含めて地方公営企業法で独立採算なんですよ。要するに、今下水道会計にどれだけゆとりがあるかと、そのゆとりの中でどう投資をするかということでしょう。どれだけ借金したらどれだけ返済しないといけないか、わかりますよね。それも入れて独立採算なんです。ところが今部長おっしゃったように集中的、重点的に整備してきたと。全くこの地方公営企業法への移行を念頭に入れてない取り組みが、これまで田原本町で行われてきたと。いいか悪いかは別ですよ。その中で借金が増えたと。借金がが増えて、中はもっと変化してるんでしょ。地方交付税の交付率と言いますか、算入する率が以前は6割や5割があったでしょう。今ないでしょう。今35%ですか、40%ですか。ですから、その返済を負担しないといけない分が増えてるんですよ。

必要以上に借金がが増えて、しかもその中から田原本町が返さないといけない分が増えてるから、当然一般会計からの繰り入れも増えるんですよ。それでも5年前の予測よりは低いんですよ。そこでなぜ値上げに、となるわけで、値上げの根拠というのが住民の皆さんが納得できるものをちゃんとしゃべってもらわないと、この場を過ぎたらそれでいいじゃないわけですね。ですからそれも入れて、なぜ値上げなんだと。要するに町の判断でこの下水道整備は集中的、重点的に行われてきたわけですよ。その結果、借金返済が増えて、一般会計からの繰り入れが増えたと。その責任はだれが負うんだと、使ってる人かと。違うでしょう。やっぱりその政策的にやってきた町が負担して当たり前じゃないですか。その辺で、特に通達には「安易に一般会計の繰出を行うことを厳に慎まれない」という文言が入ってます。でも、田原本町は安易になんかしてないですよ。十分住民の皆さんが負担していただいています。1立米110円というのは安くないです。なぜかと言ったら、葛城市は80円でしょう。奈良市は82円でしょう。三宅町は100円ですわ。ですから、何事においても近隣市町村の動向を踏まえて判断したいという、いつもの答弁をされた

らどうですか。そしたら田原本だけが奈良県で一番にならないといけないことないでしょう。

それで、私の質問も3回目になってますので、最後に聞きます。下水道使用料値上げ、なぜ値上げしないといけないかと、説得力のある理由を述べてください。

○議長（松本宗弘君） 上下水道部長。

○上下水道部長（取田弘之君） 先ほど来よりご説明申し上げたとおりでございますが、このままやっぱり数年なり据え置くと、私自身も値上げというのはというのはございます。したくないです。ただ何年も先、5年も10年もということになると、平成20年に値上げしてきた、11年ですか、約3割近い値上げということ。平成20年の改定時期に議会の皆さん方からもご指摘いただき、一応4年か5年スパンで一遍見ようじゃないかと、その中間年で経営状況を報告しなさいと、それに基づいて私どももご報告をさせていただいてると。将来的な28年ぐらいのシミュレーションをさせていただいた結果、これに基づいてやっぱり苦しいということでございますので、先ほどご説明申し上げたとおり、そういう理由で改定をさせていただきたいということでご理解をいただきたい。よろしく申し上げます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） ちょっと1回だけ言わせてくださいね。

○議長（松本宗弘君） 次、2回だよ。

○9番（吉田容工君） わかりました。

田原本町の財政はどうかというところをやっぱり踏まえて考えるべきだと思うんですよ。前に5年前に議会の皆さんにもう1回見直すということで約束したから見直します。見直すというのは値上げと限らないわけですね。据え置く、もあるわけですのでね。田原本町の財政がどうかということで一般的に言われてるのは、経常収支比率というのが財政のゆとりというところで見られるわけですね。今度決算出てますけども、田原本町平成23年度は88%ですね。これがほかの市町村に比べてどうかというのはまだわからないと思いますので、平成22年度を比べると、平成22年度は87%ですね。ちょっと端数つきますけどね。これは奈良県でどうかというと、次に安いのが91%の香芝市だと私は思うんですよ。田原本町は奈良県下すべての市町村の中で、一番財政にゆとりがあるという数字が出てるんですよ。

88%になってるでしょう。今確認されてると思いますけど、今回の決算の説明書にもついてますし、それによると平成22年度は87%台ですわ。奈良県下で一番財政にゆとりのあると言われてる田原本町が、なぜ奈良県下で一番高い下水道使用料にしないといけないのかというところは、やっぱりそれなりの得心のある数字を出してこないと、理由を出してこないと、私はだめだと思いますわ。今回単年度は赤字ですよと書いてますよ、一般会計。しかし赤字の原因は、財政調整基金に1億円貯金したために6,000万円の赤字になってるわけで、要するに貯金したから赤字になってるだけであってね。田原本町は昨年3億円積み立てて6,000万円の赤字ですから、非常に財政はゆとりがあるんですよ。そんな中で、本当に下水道使用料を値上げするのかと。すごい決意だと思いますわ。住民に対する挑発というか、挑戦という感じを私は受け取ってるんですけども、その点で一番財政にゆとりのある田原本町がなぜ一番高い下水道使用料にするのかというところを考えておられないと思いますけど、答えられる人があったら教えてください。部長だけの話とは違いますからね。町長、もう1回、もし答えられるんだったら答えてもらって結構ですわ。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） ありがとうございます。

おっしゃるとおり、天理市と同様に県内で一番高くなるかというふうに考えております。天理市の特徴はというのは、多分私が説明しなくても議員はご存じのことだと思います。企業会計を既に導入をされてるということがありまして、どうしてもその関係で高くなってきております。さっき言われてましたような香芝市、また奈良市、82円でございますけれども、新聞にも載っておりましたが、有識者で組織されます第三者委員会のほうから料金改定について通告がされているというところでございます。あまりにも安く抑えられているがため、私だって別段高くもらいたいというふうに思っておりません。ただ、実際企業会計となった中で受益者負担と考えるのであれば、ある程度の域まで持っていっておかないと今後大きな値上げと、一気に大きな値上げにつながろうかというふうに思います。奈良市の話でございますが、奈良市も第三者委員会から通告を受けまして値上げの方向に考えるということで、市長の意見が載っておったかというふうに思っております。

そういったことも考えますと、今後将来10年、15年先を見据えた中では、ある程度今の段階で値上げをさせていただくということも必要であろうかというふうに思います。先ほど議員お述べになりましたように5年で料金改定をするということで、別段値上げだけを視野に入れてるわけではございません。今後値下げさせていただくこともあろうかというふうにも思いますが。（「本当ですか」と吉田議員呼ぶ）

それは企業会計の中でどのような採算がとれていくかということにかかってくると思っております。また、きょう一般質問でもございましたですけども、西川議員からの接続率等々も努力をしてつなげていただき、使用量の拡大につなげてまいりたいというふうに考えております。

どうぞよろしく申し上げます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） なかなか町長はうまい、2分ですね。うまいこと答弁されるなどと思って。全然財政ゆとりがあることには触れずに答えられましたのであれですけども。

最後に2分しかないということですので、議第37号ですね、八尾の井堰の件で1つだけ聞いておきます。今、井堰の長寿命化計画をつくるということで詰めてあると思えますけども、長寿命化じゃなくてこれは更新ですよ、つくりかえると。その辺の基準ですね、どういうところまでいったら更新するのかというところをちょっと教えてほしいんで、それだけ聞かせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（高村吉彦君） 施設の長寿命化という観点から、修繕の更新を判断すべく今、平成24年と平成25年で井堰の診断の業務を計画しているところでございます。

それで、井堰は農業用の用水を取水する目的で設置されたものであり、稲作の作付時期に用水は欠かせないものであります。期間中にゴム堰に不都合が発生すれば修理もすぐにできないことから、長寿命計画（井堰診断）で事前に点検、診断を行い、必要な箇所は修理、更新を行い、井堰の機能の保全を図るものでございます。

先立ちまして、緊急性のある八尾井堰につきましては専門業者によるゴム袋体の

点検を行いました。これにつきましては目視によるゴムのはがれとゴム表面にできたガスや水がたまってできた膨らみの位置と範囲、ゴム硬度計を用いたゴム層の劣化具合、また流れによるゴムの摩耗等を技術書に照らし合わせまして判断いたしました。並びに、仮にはがれを修繕した場合、修繕以外の部分も熱処理で老化が進むことなどが考えられることから、これを総合的に判断いたしまして更新するといったものでございます。また、このゴム堰はその耐用年数が40年と言われております。当井堰につきましては41年経過しておりますので、そういうことで更新するというところでございます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） これにて質疑を打ち切ります。

決算審査特別委員会の設置について

○議長（松本宗弘君） お諮りいたします。本定例会に一括上程されております議案のうち認第1号、平成23年度田原本町各会計歳入歳出決算の認定については、去る8月27日に開催されました議会運営委員会において協議をいたしました結果、総合的な見地から慎重な審議を要するものと考えられますので、本件については委員会条例第6条の規定により、7名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、本件については7名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

決算審査特別委員会の委員選任について

○議長（松本宗弘君） お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については議長より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、委員の選任については議長

より指名いたします。指名については事務局長より発表させます。

○議会事務局長（松井敦博君） それでは発表いたします。

決算審査特別委員会、構成人員は7名でございます。

委員を朗読いたします。なお、敬称は省略させていただきます。

松本美也子、植田昌孝、吉田容工、辻 一夫、古立憲昭、森 良子、森井基容。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） ただいま指名いたしました委員より正副委員長の選出をお願いいたしたいと思っておりますので暫時休憩いたします。

午後3時04分 休憩

午後3時10分 再開

○議長（松本宗弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に決算審査特別委員会の正副委員長の選出について協議をいたしました結果を、事務局長をもって発表させます。

○議会事務局長（松井敦博君） 発表いたします。

決算審査特別委員会、委員長、植田昌孝委員、副委員長、森井基容委員。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） ただいま事務局長から発表がありましたとおり互選されたので、よろしく願いいたします。

上程議案の委員会付託について

○議長（松本宗弘君） それでは一括上程をされております本議案につきましては、各所管の常任委員会及び特別委員会に各々付託をいたしまして休会中に審査を願うことにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、各所管の常任委員会及び特別委員会に各々付託をいたしまして、休会中に審査を願うことにいたしたいと思っております。なお、委員会別の付託議案につきましては事務局長をもって朗読をさせます。

○議会事務局長（松井敦博君） それでは委員会別付託議案につきまして説明させて

いただきます。

報第10号、平成24年度田原本町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の報告につきましては住民福祉常任委員会。

議第33号、平成24年度田原本町一般会計補正予算（第4号）につきましては各常任委員会。

議第34号、平成24年度田原本町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては住民福祉常任委員会。

議第35号、平成24年度田原本町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては住民福祉常任委員会。

議第36号、田原本町下水道条例の一部を改正する条例につきましては産業建設常任委員会。

議第37号、平成24年度八尾井堰ゴム引布製袋体更新工事請負契約締結についてにつきましては産業建設常任委員会。

認第1号、平成23年度田原本町各会計歳入歳出決算の認定につきましては決算審査特別委員会。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議はこれにて散会いたします。ありがとうございました。

午後3時12分 散会